

第 3 編

基本計画

- 第 1 章 歴史と自然が織り成す交流拠点のまち
- 第 2 章 すべての生命を慈しむ健康福祉のまち
- 第 3 章 特色ある資源を活かした産業創造のまち
- 第 4 章 安心・安全で潤いのある生活環境のまち
- 第 5 章 明日を担う人材を育む教育文化のまち
- 第 6 章 共に参加し行動する市民協働のまち
- 第 7 章 計画達成のために

仙 北 市 総 合 計 画 要 約 図

仙北市の将来像

観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして

仙北市の均衡ある発展

仙北市の一体感の醸成

◎ 定住対策プロジェクト

- 定住対策の推進
- 母子保健の充実
- 地域医療、救急医療体制の整備
- 子育て支援と保育体制の充実
- 企業の育成と企業誘致の促進
- 雇用環境の整備
- 住宅団地、市営住宅の整備

◎ テンミリオン計画プロジェクト

- 観光誘客体制の整備と観光資源の掘り起こし
- 国道や県道、生活道路の整備
- 公共交通の利便性の充実
- 環境保護の推進
- 景観の整備と保全の推進
- グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進

◎ 産業連携プロジェクト

- 観光産業と他産業の連携強化
- 特色ある農業の振興
- 森林の整備と林業の振興
- 活力ある商業の振興
- 物産の開発と販売の促進

◎ 計画達成のために

- 行政運営の効率化

- 健全な財政運営の確立

◎ 歴史と自然が織り成す交流拠点のまち

- 観光誘客体制の整備と観光資源の掘り起こし
- 国道や県道、生活道路の整備
- 公共交通の利便性の充実
- 環境保護の推進
- 景観の整備と保全の推進
- グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進
- 定住対策の推進
- 国際交流、国内交流の推進

◎ 特色ある資源を活かした産業創造のまち

- 観光産業と他産業の連携強化
- 特色ある農業の振興
- 森林の整備と林業の振興
- 活力ある商業の振興
- 物産の開発と販売の促進
- 企業の育成と企業誘致の促進
- 雇用環境の整備

◎ 明日を担う人材を育む教育文化のまち

- 幼児教育の充実と教育環境の整備
- 学校教育の充実と教育環境の整備
- 生涯学習の推進と社会教育施設の整備
- スポーツ活動の推進とスポーツ施設の整備
- 芸術文化活動の振興と文化財の保護

◎ すべての生命を慈しむ健康福祉のまち

- 健康づくりの推進と病気予防体制の充実
- 母子保健の充実
- 地域医療、救急医療体制の整備
- 子育て支援と保育体制の充実
- 高齢者福祉と介護保険事業の充実
- 障害者福祉の充実と社会参加の促進
- 社会保障(国民健康保険、国民年金、公的扶助)の充実

◎ 安心・安全で潤いのある生活環境のまち

- 水道の安定供給と施設の整備
- 下水道の整備と水洗化の普及
- 住宅団地、市営住宅の整備
- 公園や緑地の整備
- 廃棄物の適正処理とリサイクル活動の推進
- 都市計画や適正な土地利用の推進
- 消防体制の充実と消防団の育成強化
- 自然災害等への防災体制の整備
- 交通安全の推進と交通環境の整備
- 防犯体制の強化と啓発活動の推進

◎ 共に参加し行動する市民協働のまち

- 市民参画と協働のまちづくり
- インターネット等の情報通信基盤の整備
- 地域づくり活動の推進
- 男女共同参画型社会の実現

まちづくりの基本理念

【観光産業を活かしたまちづくり】

【ふるさとを愛し誇れる人づくり】

【歴史と文化が息づくまちづくり】

【誰もが安心して暮らせるまちづくり】

仙北市を取り巻く状況

☆ 少子高齢化の急速な進展

☆ 環境問題の深刻化

☆ 高度情報通信社会の到来

☆ 社会経済システムの変化

☆ 地方分権の進展と行財政改革

※ 人口の減少

・ 人口減少型社会の到来

※ 財政状況の悪化（国、地方）

- ・ 長期債務（国債、地方債）の増大
- ・ 格差社会（地域間、産業間、職業間）の顕著化

まちづくりの課題

◎ 「自然環境・美しさ」の保全と継承

- 自然を大切にしたい景観の美しいまち
- 公園や子供の遊び場、緑地の整備

◎ 「住む人」の安心さ

- 雇用の支援対策と雇用環境の整備
- 福祉が充実した人に優しいまち
- 観光産業による雇用の場の確保
- 企業誘致の推進と優遇制度の充実

◎ 「交流人口の拡大」による観光産業の育成

- 商業の振興と商店街の活性化
- にぎわいの創造
- 観光資源の掘り起こしと冬季観光の充実
- 点在する観光資源の連携による魅力の向上

第1章 歴史と自然が織り成す交流拠点のまち

1 観光誘客体制の整備と観光資源の掘り起こし

現状と課題

本市は、角館地区の武家屋敷や桜並木、田沢湖・西木地区にまたがる日本一の深さを誇る田沢湖や田沢湖地区の玉川・乳頭温泉郷、西木地区のカタクリ群生地など数多くの自然景観や歴史・文化などすばらしい観光資源に恵まれています。また、伝統行事や特産品では角館地区の飾山ばやしや樺細工、西木地区の紙風船上げや西明寺栗などが広く知られており、観光客増加の要因になっています。

本市を訪れる観光客数は近年6百万人台のほぼ横ばいの状態ですが、このうち宿泊客数が減少傾向を示しているように、観光の形態は日帰り・通過型になりつつあります。観光客は春が最も多く、冬が極端に少ない状態であるため、通年観光、滞在型観光を推進する必要があります。

外国人観光客は年々増加する傾向にありますが、外国人向けのパンフレットや案内標識の充実、通訳ガイドの養成など、受け入れ態勢の整備を推進する必要があります。

交通アクセスの面では、秋田新幹線や飛行機により短時間で首都圏等から本市にアクセスすることができますが、市内の観光地から観光地を結ぶ二次アクセスは十分とはいえません。また、秋田空港や秋田駅から当地域の観光地までの交通情報を的確に旅行者に提供するため、観光客の目線に立った案内システムの整備が必要となっています。

県内各地の観光地を周遊する人たちが増加していますが、これら観光客のニーズに対応するため、県北や男鹿、横手など他の観光地とのネットワークを形成し、周遊型観光を推進する必要があります。

また、田沢湖高原地区の温泉供給事業は、温泉造成量が供給量とほぼ同量の状態であり、供給にも支障を来す状況です。温泉の安定供給に向けて温泉造成量の確保が急務な課題となっています。

主要施策

項 目	内 容
テンミリオン計画の推進	観光客数を現在の6百万人から10年以内に1千万人に増やし、北東北における観光地のナンバーワンをめざすため、あらゆる施策を講じます。
観光ネットワークの形成	- 行政、観光関係団体、民間及び他産業等とのネットワークを構築し、情報の共有化を図りながら連携・協力により仙北市一体となった取り組みを進めます。 - 秋田県内の観光関係団体で観光地間のネットワークを構築し、周遊、滞在型観光の推進を図ります。
観光資源の掘り起こし	- 温泉や農山村体験等を組み合わせたグリーンツーリズムや冬季の誘客促進を目的に「雪と温泉」をテーマにした交流事業によるホワイトツーリズムなど、本市ならではの仙北市型ツーリズムの確立、定着を図ります。 - 地域の伝統行事の準備期間にも観光客の参加を呼びかけ、地域の人々と観光客との交友を深めることにより集客の底上げを図ります。 - 各種保存会や体験型観光のできる団体等の連携強化、体験メニューや周遊ルートの確立により産業観光の充実を図ります。
観光客受入態勢の整備	- 秋田わか杉国体等を契機に、観光協会をはじめ旅館・ホテルなど観光関連業界を挙げて、ホスピタリティの向上に取り組みます。 - 市民一人ひとりの心がけで、ごみのないまち、清潔なトイレ、自然保護対策など旅行者にやさしい観光地づくりを推進します。 - 外国人観光客向けの案内機能等を充実させ、積極的に外国人観光客を受け入れ、世界に知られる観光地をめざします。 - 学習旅行には、歴史、文化、自然のすばらしさを体験できるような魅力あるメニューの充実を図ります。 - 体験型観光施設として角館のお祭りをメインにした「角館曳山会館（仮称）」の建設に向けた取り組みを推進します。
交通ネットワークの構築とアクセスの充実	駅、空港、観光地を結ぶタクシー等によるモデルコースやその参考料金を設定するなど、わかりやすく旅行しやすい交通アクセス環境を整備します。 - 観光地から観光地への交通手段として、利便性の高い大型タクシーの低料金化等を促す取り組みを推進します。 - 観光客の利便性、快適性を高めるため路線の見直しと新たな観光路線の開発に努めます。
温泉供給事業の充実	源泉を有する施設からの分湯や引湯計画等を具体化し、湯量の安定供給を図ります。

主要事業

- ・観光資源等ネットワーク化事業
- ・観光イベント事業
- ・抱返り渓谷歩道危険箇所防除事業
- ・温泉引湯管敷設事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
観 光 客 数	6,147千人	7,200千人	10,000千人
観 光 宿 泊 客 数	822千人	1,000千人	1,340千人
体験学習旅行受入数	4,627人	5,700人	6,800人
体験学習参加団体数	59団体	82団体	106団体



用語解説

【ホワイトツーリズム】

雪や冬をテーマにしたグリーンツーリズムともいわれており、ウィンタースポーツ以外にもスノーシューと呼ばれるウインターハイキングや冬の自然を体験する旅行

【ホスピタリティ】

心のこもったもてなし、手厚いもてなし

現状と課題

市道の総延長は850 で、このうち未改良延長が336 、改良率60.4%、舗装率58.8%となっています。

市道の整備は、緊急性、必要性及び公益性等を総合的に配慮した整備計画を策定し、計画的に生活圏交通の整備を進める必要があります。交通安全施設整備や流雪溝整備、危険箇所の局部改良等についても市民の要望を取り上げながら、きめ細やかな整備促進を図る必要があります。

骨格道路である国道46号、105号、341号の整備促進は地域間交流や地域連携、産業観光面でも重要であり、引き続き改良の促進を要望する必要があります。国道と一体となって機能する県道の整備は、広域的生活圏の形成として重要であり、県道日三市角館線、大曲田沢湖線、西山生保内線、田沢湖湖畔線等の各路線について、引き続き改良の促進を要望する必要があります。

また、県内でも有数の積雪寒冷地である本市にとって、冬期間の交通確保は重要課題のひとつです。除雪作業に当たっては、市民の理解と協力のもと国道、県道を含めた幹線道路、バス路線及び通学路の確保を優先的に行い、通勤、通学等に支障のないよう努めるとともに、パトロールを強化し安全の確保を図る必要があります。

急速に進む高齢化社会により、除雪に対するニーズも変わりつつあります。これに対応するため、今後は関係機関等と連携、協力を取りながら、今までの機械除雪や流雪溝整備だけではなく新たな除雪計画の検討が必要な状況となっています。



主要施策

項 目	内 容
市道の整備	・ 緊急性、必要性、公益性等を考慮した道路整備計画を早期に策定します。 ・ 歩行者や交通量に配慮した安全、安心な道路をめざし、改良等を計画的に進めます。 ・ 橋梁の改築を計画的に進め、安全確保に努めます。 ・ 危険箇所の部分的な改良を優先して行います。 ・ 幹線道路の未改良区間を早期に改良します。
国道、県道の整備	・ 国道46号バイパス工事の早期完成を要望します。 ・ 国道105号、341号や県道の幅員狭隘区間の拡幅改良を早期に事業着手するよう要望します。 ・ 国道105号線大曲・鷹巣間地域高規格道路計画路線指定の要望を行います。
除雪体制・雪対策の充実	・ 安全確保を重視し、お年寄りに配慮した除雪計画を策定します。 ・ 除雪機械の台数を増やし、児童生徒の通学前、市民の通勤前に作業を終える体制をつくります。 ・ 流雪溝の整備は、水源、流末及び利用者が適正に管理できることなど、条件が整った地域から順次進めていきます。

主要事業

- ・ 道路改良事業
- ・ 橋梁改築事業
- ・ 側溝改良事業
- ・ 道路維持事業
- ・ 除雪機械購入事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
市道改良率	60.4%	70.0%	80.0%
市道舗装率	58.8%	65.0%	70.0%
除雪機械の台数	73台	83台	83台

用語解説

【地域高規格道路】

高速道路などと連携して広範囲な地域を結ぶ道路

現状と課題

安全で信頼性の高い公共交通は、通勤、通学や通院など日常生活における移動や観光産業の振興に重要な役割を果たしています。

市内における主な公共交通機関として、鉄道ではＪＲ秋田新幹線（２駅）及び田沢湖線（５駅）並びに秋田内陸縦貫鉄道（１０駅）が運行されているほか、バスでは民営（定期乗合１２路線）、首都圏への夜行高速（２路線）及び民営の廃止路線代替バスとして市民バス（３路線）が運行されています。このほか、秋田空港、大館能代空港及び花巻空港から主要観光地への誘客を図るため、民間団体が主体となり営業を開始した相互乗合タクシーが運行されています。

近年は、観光地としての全国的な知名度の向上により、観光客の利用は着実に推移している一方で、主に日常生活の移動手段として利用されている路線は、人口減少や道路交通環境の向上に伴うマイカー利用への移行により、利用者数の減少が著しく、経営面での環境は厳しさを増しています。

このため生活バス路線の運行維持や市民バスの一層の利便性の向上が求められています。

また、秋田内陸縦貫鉄道については、経常損失額に対する補助金額が大きいことから、バスなどの他の交通手段に替えても生ずる経常損失額を補助上限とすることを目標とした秋田内陸線再生計画を策定し、関係機関等と連携して取り組むこととしています。

一方、秋田新幹線の停車駅となっている角館駅、田沢湖駅については、バリアフリー化を進め、乗降客の利便性の向上を図っていくほか、田沢湖駅前広場の完成により、それぞれの駅が秋田県の表玄関としての役割を担っていくことが期待されています。今後は、角館駅の東口の開発にともなう駅へのアクセスが検討課題となっています。



主要施策

項 目	内 容
交通手段の充実と確保	・民営バス、鉄道路線の運行維持に引き続き必要な支援を行います。特に、秋田内陸縦貫鉄道については、秋田内陸線再生計画の着実な推進に努めます。 ・デマンド型交通システムの導入など、安全で利便性の高い新しい交通体系を関係事業者等と協働で構築します。 ・市民バスの安全な運行と利便性の向上に努めます。
二次アクセスの充実	・秋田新幹線停車駅及び空港を基点とする、市内への二次アクセスを充実させるため、関係事業者等と運行体制や路線の構築を図ります。
角館駅及び田沢湖駅の利便性の向上	・角館駅及び田沢湖駅のホームにエレベーターを設置しバリアフリー化を図ります。 ・田沢湖駅前広場の整備により、観光地への二次アクセスの拠点とするほか、駅を中心とした活性化に努めます。 ・角館駅東口から駅へのアクセスを検討します。

主要事業

- ・生活バス路線対策事業
- ・秋田内陸線運営費補助事業
- ・生活路線代替バス運行事業
- ・田沢湖駅エレベーター整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
秋田内陸線乗車人員	512,507人	827,000人	827,000人
市民バス乗車人員	54,421人	55,000人	55,000人

用語解説

【デマンド型交通システム】

予約制によって車両運行する交通の仕組み。バスのような相乗りによる低料金とタクシーのような時間の融通性と機動性を期待できる交通の形態

現状と課題

本市は十和田八幡平国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園を有するなど豊かな自然環境に恵まれています。この公園内の環境保護の取り組みとして、秋田駒ヶ岳では、自然環境の保全や交通の混雑解消を目的にマイカーの交通規制が行われており、その効果が期待されています。また、田沢湖の酸性度は、平成元年に中和処理施設が稼動してから、徐々に改善されていますが、近年玉川源泉の活発化により上昇しています。透明度も数十年前と比較すると格段に落ちていることから、環境の保全に努める必要があります。

本市では、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題に比べ大気汚染、騒音、悪臭、水環境、土壌汚染などのいわゆる身近な環境問題は、特に発生していません。このような問題は市民一人ひとりの生活活動に起因しており、実感が伴わないことが多いことから、気が付かないうちに問題が深刻化する恐れがあります。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしができる生活環境を維持するために、環境調査の実施や保全活動に力を入れていく必要があります。

主要施策

項 目	内 容
自然、生活環境の美化・保全	・全市あげてのクリーンアップを定期的に行うなど、市民と協働の環境美化、保全活動とその体制づくりを推進します。 ・不法投棄監視員、地元市民との連携を密にし、パトロールの回数を増やす等ごみの不法投棄の監視体制を強化します。
水質の保全	・生活排水等による水質汚濁を監視するため、河川や地下水の水質検査を継続していくとともに、下水道等未加入者への加入の促進を図り、環境基準を維持します。
ISO14001(環境マネジメント)の認証取得の検討	・環境に与える有害な負荷を減少させることをねらいとした環境マネジメントシステムを構築し、ISO14001の認証取得を検討します。

主要事業

- ・環境美化活動事業
- ・廃棄物不法投棄防止指導事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
河川水質環境基準達成率	100%	100%	100%

現状と課題

本市は、豊かな自然や多くの文化遺産に恵まれ、これら先人から受け継いだ優れた資源を守り、活かすため景観条例を制定し、美しい市をめざしています。

この景観条例は、平成2年に「田沢湖町環境保全基本条例」と「田沢湖町景観保存条例」が、平成8年には「角館町歴史的景観条例」が制定され新市に継承されています。これまで、「角館町歴史的景観条例」に基づき、景観協定の認定やふるさと景観賞等を実施しています。また、景観形成に関する助成資金に充てるための基金を設置し、現在300万円の積立額となっています。今後、市全域の景観の整備・保全に対応するためには、基金積立額等、制度の拡充推進が必要です。このほか、東北有数の観光地の一つである田沢湖の湖岸崩落対策にも努めていますが、引き続き景観保全の推進が必要です。

また、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力のある地域社会の実現を図り、ひいては、観光立国の実現に寄与することを期待した「景観法」が、都市、農山漁村等の良好な景観形成を図るための総合的法律として平成16年6月に施行されるなど、景観に対する意識の高さ、必要性が高まっています。

今後のまちづくりにおいて「景観」がますます重要になってくる中で、景観法を活用し、画一的ではないが統一感のある仙北市らしい美しく個性的な景観の整備と保全を推進する必要があります。

主要施策

項 目	内 容
景観計画の策定	美しいまち並みの形成、自然景観の保全、地域の実情にあった調和の取れた景観づくりを推進するために景観法に基づく景観計画を策定します。
景観形成の普及啓発と市民との連携	- 市民を対象とした講演会、シンポジウムの開催などにより知識の普及、意識の高揚を図ります。 - 市民の取り組みに対して支援を行い、市民と行政による良好な景観形成を図ります。
歴史的景観形成基金の充実	景観形成に貢献した方、団体に対しての助成資金に充てるため基金を積立、活用します。
田沢湖湖岸保全対策	崩落が進んでいる田沢湖湖岸の保全対策を推進します。

主要事業

- ・ 景観計画策定事業
- ・ 景観に関する知識の普及・意識の高揚啓蒙事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
景 観 協 定 認 定 件 数	1 件	3 件	5 件
景 観 住 民 団 体 認 定 数	0 団 体	3 団 体	5 団 体
景 観 基 金 積 立 額	3,000千円	10,000千円	20,000千円



現状と課題

近年、全国的な動きとして「グリーンツーリズム」や「エコツーリズム」の実践により、地域の活性化に取り組む動きが盛んになっています。

これらのツーリズムは、農山村に滞在し、農林業体験や地域の自然や文化に触れ、都市と農村の交流を進める旅の一形態であり、「環境」「観光」「地域」が深い関わりを持ちながら、お互いの連携の中で、地域の活性化に取り組む活動であるといわれています。

こうした考え方は、まさしく仙北市のめざす交流拠点都市を具現化するものであり、角館地区の歴史文化や田沢湖地区、西木地区の自然景観等、各地域が持つ固有の資源を最大限に活用し、ここを訪れる人々と地域住民が一体となって交流を深めていくことが、今、もっとも求められています。

本市においては、これまで、農業体験や林業体験、あるいはトレッキングや山菜取りなどを組み合わせた体験ツアーが盛んに行われており、秋田県内では、グリーンツーリズムの先進的な地域として評価されています。

また、NPO法人「田沢湖ふるさとふれあい協議会」や田沢湖芸術村における農林業体験修学旅行の受け入れ、角館地区における歴史文化を学ぶ学習旅行の受け入れ、西木地区、角館地区での農家民宿の開設、あるいは旅館・ホテル、飲食店での地場農産物の提供や農産物直売所の開設等、観光産業と他産業の連携の芽が着実に生まれつつあります。

こうした状況を踏まえ、「仙北市」としての魅力向上と地域の活性化対策のためには、観光産業と他産業の連携を一層進める必要があり、地域資源を活かした体験学習の推進、さらには地産地消等のスローフード運動など、あらゆる分野でグリーンツーリズムやエコツーリズムの推進に取り組むことが本市の重要な課題になっています。

用語解説

【グリーンツーリズム】

都市住民が農家などにホームステイをして農作業を体験する等、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動

【エコツーリズム】

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化に責任を持つ観光の一形態

【スローフード運動】

その地域で得られる自然の恵みにより作られてきたさまざまな「郷土料理」を大切に、豊かな食の文化を楽しもうという動き

主要施策

項 目	内 容
グリーンツーリズム及びエコツーリズムの推進	・本市の持つ多様な資源を活用した体験プログラムを策定し、仙北市型ツーリズムの確立とその定着を図ります。 ・体験学習旅行の受入体制の構築と受入組織のネットワーク化を図ります。 ・かくのだて歴史案内人や山の案内人等の育成と組織化を進めます。 ・体験別インストラクターの育成と組織化を進めます。
スローフード（地産地消）運動の推進	・市内のホテル・旅館等への地場農産物供給体制の拡充に努めます。 ・地場農産物を提供するレストラン・飲食店の拡充とそのPRに努めます。 ・学校給食への地場農産物供給体制の拡充に努めます。 ・農産物直売所の開設を進め、直売グループの組織化を進めます。 ・地場産そば粉を活用したそば打ち体験施設や手打ちそばを提供する店のネットワーク化を図りそのPRに努めます。
広域的な体験ツアー推進体制の構築	・大仙市、美郷町、北秋田市、岩手県雫石町など隣接する市町との連携のもとに、それぞれの持つ観光資源や歴史遺産、体験施設等を掘り起こし、お互いの情報提供とその活用を検討し、体験ツアー推進体制の確立を図ります。 ・広域的なサイクルツーリングコースを設定し、地域住民とのふれあいを図る定期的なサイクルツアーを実施します。 ・秋田内陸線の利用を組み込んだ体験ツアーコースを設定し、北秋田市や白神山地を含んだ県北部との交流を促進します。

主要事業

- ・グリーンツーリズム及びエコツーリズム推進事業
- ・体験別インストラクター育成事業
- ・地場農産物供給体制確立事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
体験学習旅行受入数	4,627人	5,700人	6,800人
体験別インストラクター数	10人	20人	40人
農産物直売所設置箇所数	13ヶ所	18ヶ所	20ヶ所

現状と課題

本市は、依然として若者を中心とした人口の流出が続き、これに急速な高齢化の進行や少子化等により人口の減少に歯止めがかからない状況です。この人口の流出をどのようにして食い止め、さらに人口の流入に繋げるかが大きな課題となっています。

定住促進のためには、職場や住宅の確保、福祉・医療や教育環境の充実など多岐にわたる施策が必要です。中でも、働く場の確保が重要であるため、地場産業の振興をはじめ、農林業の担い手の育成、企業の誘致等を強力に推進する必要があります。

また、人口の流出を抑制するとともに、市外からのU・Iターン希望者や都市部で暮らす移住希望者の受け入れを積極的に進める必要があり、宅地の整備や雇用の場の確保等の態勢を構築する必要があります。

特に、これから大量に退職時期を迎える団塊の世代の受け入れについては、恵まれた自然環境や立地条件等の情報提供に努めるなど、新たな取り組みが求められているところです。

主要施策

項 目	内 容
住宅環境・情報の提供	・市営住宅の空き部屋や一般住宅の空家の情報を定住者及び移住希望者に提供します。 ・U・Iターン希望者に就職先、住宅、宅地情報等を提供することにより移住に対する不安を解消させます。 ・若者の定住やU・Iターン者のための定住促進団地等の整備の検討を行います。
働く場の確保と情報の提供	・家族が経済的に安心して暮らせる、安定した職場の確保をめざします。 ・ハローワーク等関係機関と連携し、インターネット等を活用した雇用情報を提供します。 ・農林業への従事を希望する移住希望者の相談に応じる体制を整備します。
生活環境の整備	・若者が安心して子育てができる環境、老後も安心して暮らせる医療と福祉が充実した、住みたい、住み続けたいまちをつくります。

主要事業

- ・住宅、雇用情報の提供
- ・「団塊の世代」受入対策事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
住 民 基 本 台 帳 人 口	32,330人	30,400人	30,000人



現状と課題

本市は、各種イベント等の文化交流をとおして、友好交流関係を続けてきた姉妹都市、友好都市等と現在も従来どおりの関係を築いています。

姉妹都市の提携は、昭和50年に田沢湖町とノルウェーオップダル市が、昭和54年に角館町と長崎県大村市とで結ばれています。友好都市の提携は、平成8年に角館町と香川県さぬき市（志度町）が行っており、角館町と茨城県常陸太田市（金砂郷町）とは、平成10年に有縁友好交流宣言を行っています。このほかにも、友好等の提携は締結していないまでも、さまざまな国内、国外の都市、地域との交流が盛んに行われてきました。

さらに、茨城県常陸太田市と秋田市が姉妹都市の提携をしている関係で、今後3市による連携交流が検討されているほか、国外、国内の新たな都市との連携交流の動きもあり、現在どのような交流が適当か検討されています。

しかし、交流の提携をしている都市の中には、現在交流が途絶えている都市もあることから、これからどのように交流を図っていくかが課題となっています。

これらの都市や地域との関係は、仙北市誕生前に築いたことから、地域間でその思いにかなり温度差があるため、これから市民が一体となった意識を持つことが必要です。

主要施策

項 目	内 容
国際交流の促進	・ノルウェーオップダル市とは姉妹都市であることを互いに再確認し、新たな交流の方策を検討します。 ・新たな都市との交流は、相互に理解を深めた上でどのような交流が適切か検討します。
国内交流（地域間交流）の促進	・現在の姉妹都市、友好都市等とは、更なる交流の拡大を図るとともに、今後市民レベルでの自主的な交流ができるよう支援します。 ・さまざまな都市、地域との交流を促進するとともに、市民が容易に交流ができるように、情報の収集、提供を行います。
外国人が暮らしやすいまちづくり	・市に居住している外国籍住民に対して、日本語講座の開設や情報の提供、生活の支援を通して、不安や問題の解消を図ります。

主要事業

- ・国際交流、国内交流推進事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
姉妹都市等連携交流自治体	4団体	5団体	6団体



第2章 すべての生命を慈しむ健康福祉のまち

1 健康づくりの推進と病気予防体制の充実

現状と課題

市民の主要死因別疾患の状況は、がん・脳卒中・心疾患の三大生活習慣病による死亡が全体の約6割を占め、特に、がんによる死亡者数は年々増加しており、現在死因の第1位となっています。今後も死亡要因の大きい「がん」、「糖尿病」、「脳血管疾患」、「心疾患」の生活習慣病予防活動の積極的な展開を図る必要があります。これまでも三大生活習慣病の早期発見・早期治療・早期改善（二次予防対策）を目的に各種健（検）診を実施していますが、受診者数は年々減少の傾向にあります。

今後は、各種健（検）診の受診率の向上を図るとともに、「メタボリック症候群」の有病者と予備群層の洗い出しを図りながら、生活習慣を改善して病気にかからないようにする「一次予防」対策も進める必要があります。

また、秋田県の自殺死亡率（人口10万人に対する自殺者数）が平成7年から全国第1位となっており、平成17年は、秋田県が39.1であるのに対し、本市の自殺者数は減少しているものの49.0に達しており、県全体をさらに上回っている状況になっています。

このような状況を踏まえ、国では平成18年6月に自殺対策基本法を制定し、国を挙げた総合的な自殺対策を推進することとしており、自治体や事業主に対し、国などと連携し地域や職場での対策を進めるよう求めています。

自殺の要因は多岐にわたっていると考えられますが、複雑な現代社会では自殺する人々の多くが「うつ病」との関係があるといわれています。本市では、県内でも雪深く、道路事情や短い日照時間等により、閉じこもりがちな高齢者が「うつ病」を引き起こしている例もあり、これまでも「心の健康」をテーマに取り上げ、対策を講じてきました。今後さらなる高齢者社会を迎えるにあたり、自殺対策基本法に基づき、医療・保健・福祉・市民が一体となって、この自殺予防という課題に積極的に関わっていくことが必要になっています。

用語解説

【メタボリック症候群】

内臓に蓄積した脂肪が一因となって、高脂血症、高血圧、高血糖などを重複して発症した状態を指す新しい疾患概念。放置すると脳卒中、糖尿病などに進行する危険性が高まる

主要施策

項 目	内 容
健康づくりの推進	- 健康づくり計画を策定し、市民の積極的な参画を図ります。 - 生活習慣病の予防のため、各種健（検）診の実施と要精密健診受診率の向上を図ります。 - 健康教育の充実を図るほか、正しい食生活を普及し生活習慣病の減少を図ります。 - 結核検診、B型、C型肝炎ウイルス健診を実施し、感染症予防対策を積極的に行います。
心の健康づくりの推進	- 自殺予防に関する情報の提供と普及啓発活動を実施し、全ての世代における自殺者数の減少を図ります。 - うつ病に関する研修の実施や心の健康づくりネットワークを運営し、心の健康に関する相談体制の充実を図ります。
歯の健康づくりの推進	- 生涯にわたり自分の歯を保ち、80歳になっても20本以上自分の歯をもつ人たちの増加を図ります。 - 歯周疾患検診の普及と歯科保健の習慣の確立をめざします。

主要事業

- 健康づくり計画策定事業
- 健康づくり推進事業
- 自殺予防対策事業
- 生活習慣病予防対策事業
- 心の健康相談事業
- 歯周病予防推進事業

成果の指標

項 目		現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
各種健(検)診 受 診 率	基 本 健 診	70.2%	75.0%	78.0%
	胃がん検診	33.2%	35.0%	37.0%
	子宮がん検診	19.7%	22.0%	25.0%
	乳がん検診	25.7%	29.0%	32.0%
	肺がん検診	11.9%	14.0%	17.0%
	大腸がん検診	54.4%	57.0%	60.0%
	口 腔 検 診	10.0%	13.0%	16.0%
自 殺 死 亡 率		49.0	36.5	28.0

現状と課題

本市の出生数は、平成11年度237人、平成17年度197人と全国的な傾向と同様に少子化が急速に進んでおり、従来にも増して子どもを健やかに生み育てる環境づくりが求められています。健康で丈夫な赤ちゃんを出産できるようにと実施している妊婦健康診査は高い受診率を示していますが、今後は健診内容の充実を図るとともに、子育てをしているなかで社会から孤立しないよう、情報の提供や世情に合わせた母子健康事業を展開するなど、不安や悩みを抱えている親に対する育児支援が必要になっています。

また、核家族世帯や夫婦共働きの家庭が増えるなどの社会変化に伴い、子育ての環境が変わってきている現在では、地域が子育てに関わりを持ち、そして支援していくことの役割が大切になっています。

子どもたちの健康な成長には、保健・栄養指導の役割がますます重要になっており、これまでも誕生した子ども全ての乳幼児健診を行ってきたほか、1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児については、内科健診と併せ歯科健診も実施していますが、残念ながら虫歯罹患率が高くなってきている状況です。

今後の乳幼児の健康については、保育園・学校などとの連携を図りながら、乳幼児から児童まで大切な生命を育み、一環した心身の健康づくりを行っていくことが必要になっています。

主要施策

項 目	内 容
妊産婦の健康管理	・妊婦健康診査に対する経済的支援を行うなど、妊娠中の異常の発見と早期治療に努めます。 ・母親教室の開催、妊産婦や新生児への訪問などを行い、妊娠から出産までを安心して過ごせる環境づくりを進めます。
乳幼児の健康管理	・乳幼児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めます。 ・乳幼児の保健・栄養指導を徹底し、正しい食習慣の確立のため、出産から育児に必要な情報を積極的に提供します。 ・1歳6ヶ月児及び3歳6ヶ月児の虫歯保有児の減少を図る保健指導を行います。

主要事業

- ・ 母親学級推進事業
- ・ 新生児等訪問指導事業
- ・ 乳幼児健康診査事業
- ・ 育児支援推進事業
- ・ 母子健康推進員活動事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
乳 児 健 診 受 診 率	96.6 %	97.0 %	98.0 %
1 歳 6 ヶ 月 児 健 診 受 診 率	91.9 %	96.0 %	98.0 %
3 歳 6 ヶ 月 児 健 診 受 診 率	91.3 %	93.0 %	95.0 %
1 歳 6 ヶ 月 児 虫 歯 罹 患 率	13.8 %	10.0 %	7.0 %
3 歳 6 ヶ 月 児 虫 歯 罹 患 率	57.1 %	53.0 %	50.0 %



現状と課題

高齢化が進んでいる本市では、疾病構造も多様化しており、高齢者が健康で安心して生活できる医療・福祉の整備は極めて重要です。また、産科・小児科医の減少により、身近な施設での出産が困難になり、小児の急病時の対応への不安が広がるなか、安心して産み育てる環境を維持することは、職場の確保とともに若者が定着するための重要な要件でもあります。また、高齢化が今後益々進行する状況では、遠距離にある医療機関への通院が、地域住民にとって更に大きな負担となっていくます。そうした中で二次医療機関としての市立角館総合病院の存在意義は大きなものがあります。

市立田沢湖病院にあっては、現在常勤医師2名のほか、非常勤医師の協力（秋田大学医学部、脳血管研究センター、岩手医科大学）を得ながら、診療にあたっていますが、医師充足が市立角館総合病院も含めて最大の課題となっています。市立角館総合病院においても、漸く医師充足率80%を維持している状況で、今後の医師確保が重要な問題となります。医師の不足は、秋田県における医師の絶対数の不足がその要因となっていますが、地域医療の充実のため、引き続き関係機関からの医師招聘に努めるとともに、人材派遣会社等を通じて医師確保の努力を続けながら、市立田沢湖病院等の公的及び民間医療機関、更に三次医療機関としての秋田大学医学部附属病院、秋田赤十字病院等との緊密な連携を図り、市立角館総合病院を核とした、市民が安心できるきめ細かな医療ネットワークの形成と保健・福祉の各施設とのネットワークの構築が必要になっています。

しかし、中核となる市立角館総合病院は、建築後35年を経過し施設の老朽化が進み、医療の高度化、専門化に伴い、病院施設が手狭な状態にあるほか、駐車場が不足するなど、病院施設全体の整備が必要な状況です。

また、医療圏人口の減少、診療報酬の改定に伴う事業収入の減少等、病院運営に係る問題点も多いことから、一般及び精神科病床数の見直しを含めた病院の適正規模や医療ネットワーク構築による診療所の役割についての検討が必要であり、併せて精神障害者の社会復帰を進めるための精神障害者支援施設（援護寮等）の整備についても検討が必要です。

主要施策

項 目	内 容
地域医療連携の強化	・地域医療ネットワークを構築する協議の場を設置し、市立病院、診療所、老人保健施設等との連携と機能分担を進め、経営の健全化に努めます。 ・医師不足に対応するため医科大学への協力を関係機関と積極的に進めます。 ・秋田県が実施するドクターバンク事業との連携を進めます。
医療・保健・福祉施設の連携	・2市立病院、公的及び民間医療機関との連携、保健・福祉施設との医療・保健・福祉ネットワークの構築をめざします。
角館総合病院整備計画の策定	・病床数の見直しを含めた新病院の整備計画を策定します。 ・建設場所の選定と用地確保のための検討を行います。
精神科援護寮等の設置	・精神科病棟の規模見直し（病床削減）に伴う患者の受入施設としての援護寮等の設置に向けた検討を行います。
救急医療体制の充実	・広域的な取り組みによる救急医療体制を維持し、休祭日の救急医療体制の充実を図ります。
診療所の管理運営	・各診療所の機能分担を図り、管理運営についての検討を行います。

主要事業

- ・市立角館総合病院整備事業
- ・精神障害者支援施設整備事業
- ・病院群輪番制事業
- ・休祭日救急医療事業

《参考》

○ 秋田県の二次医療圏別医師数 (単位：人)

区 分	大館 鹿角	鷹巣 阿仁	能代 山本	秋田 周辺	左の内 秋田市	本荘 由利	大曲 仙北	横手 平鹿	湯沢 雄勝
医師数	190	56	151	1,180	1,074	203	195	179	85
人口 10万対	148.6	129.7	154.4	270.5	337.7	169.2	129.4	169.7	109.2

「平成16年医師、歯科医師、薬剤師調査」厚生労働省大臣官房統計情報部

用語解説

【ドクターバンク事業】

秋田県では、医師無料職業紹介所を設置し、県内の病院又は診療所での勤務を希望される方に対し就職先を紹介・斡旋しています

4 子育て支援と保育体制の充実

現状と課題

本市では、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法（10年間の時限立法）に基づき、「いきいき のびのび 子育てのまち 仙北」を基本理念とした『次世代育成支援行動計画』を策定し、未来を担う児童の健やかな成長と安心して子育てができる生活環境の構築をめざし、さまざまな施策に取り組んでいます。

現在、本市には市立保育園8施設、へき地保育園1施設が整備されており、うち生保内地域及び神代地域の保育園2施設は、幼保一体型施設として運営されています。

全国的に少子化が進む中、本市においても年少人口が減少しており、0歳から5歳の就学前児童が平成12年の1,505人に対し、平成16年では1,344人となり、161人が減少しています。また、0歳から17歳までの人口では、平成12年の5,509人に対し、平成16年では4,719人となり、790人が減少するなど、依然として少子化が進んでいる状況にあります。

こうした中、保護者の労働形態の多様化により0歳児から2歳児の保育園への入所者数は年々増加の傾向にあり、それに伴う延長保育事業や保護者の疾病等による緊急時の一時保育事業のほか、育児不安等に対する相談・指導及び子育てサークルやボランティア育成支援等の地域子育て支援センター事業など、多様化する保育ニーズへの対応が一層重要なものになっています。

また、子どもの健康管理や交通事故・犯罪から子どもを守り安心して遊べる場の確保も課題になっているほか、夫婦間で子育てを共有できる社会環境づくりとひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭への経済的、精神的な支援が必要とされています。

主要施策

項 目	内 容
地域における子育ての支援	・保育需要の多様化に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。 ・地域における子育て支援サービスの充実を図ります。 ・子育て支援のネットワークづくりを推進します。 ・子育て支援センターを充実し、在宅の子育て家庭の支援を行います。
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	・子どもや母親の健康の確保に対応する指導・相談の充実を図ります。 ・「食育」を推進する様々な分野との連携と強化を図ります。
子どもの心身の健やかな成長に資する保育環境の整備	・次代の親の育成のため、乳幼児とのふれあう機会の充実を図ります。 ・子どもの生きる力の育成に向けた保育環境の整備を行います。 ・家庭や地域の保育力の向上を図る地域活動の充実を図ります。
子育てを支援する生活環境の整備	・安全に配慮した児童遊園地や児童館の整備・充実を図り、子どもの遊び場を確保します。
職業生活と家庭生活との両立の推進	・地域及び事業所等からの協力を得ながら、仕事と子育てが両立できるよう保育サービス及び放課後の学童保育の充実を図ります。
子ども等の安全の確保	・交通事故や犯罪等から子どもを守るため、学校、地域、各種団体との連携を図り、防犯活動を推進します。
要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	・児童虐待の防止対策として児童相談所、警察署、民生・児童委員などの関係機関が連携し、事故の事前防止と発生後の早期対応に努めます。 ・ひとり親家庭が、安心して子育てや就労ができるよう支援します。
障害児を持つ家庭への支援	・障害を持つ子どもの保育の充実に努めます。

主要事業

- ・通常保育事業
- ・延長保育事業
- ・一時保育事業
- ・子育て支援センター事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・虐待防止ネットワーク構築事業
- ・障害児デイサービス事業
- ・家庭児童相談事業
- ・ひとり親家庭相談事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
通 常 保 育 児 童 数	685人	822人	822人
延 長 保 育 児 童 数	6人	63人	63人
一 時 保 育 事 業	4箇所	5箇所	5箇所
子育て支援センター箇所	3箇所	5箇所	5箇所
放課後児童健全育成事業	4箇所	6箇所	6箇所



現状と課題

本市の65歳以上の人口は、平成18年3月31日現在9,952人で、総人口の30.8%を占め、高齢化率は全国でも上位にあり、今後も上昇するものと考えられます。

本市には現在、福祉関連施設として、包括支援センター1、在宅介護支援センター3、デイサービスセンター2、共同生活支援施設1、養護老人ホーム1の市が運営する施設が整備されているほか、介護保険関連施設として、介護老人福祉施設3(1)、介護老人保健施設2(1)、ショートステイ関連5(3)、短期入所療養介護施設2(1)、グループホーム6(6)、居宅介護支援事業所9(4)、ホームヘルプサービス9(6)、訪問看護事業所1(1)、訪問入浴介護事務所2、デイサービス9(9)、通所リハビリテーション2(1)、福祉用具貸与1(1)、介護付有料老人ホーム1(1)などが整備されており、官民それぞれが特長を活かしたサービスの提供を行っています。この中で、本市が運営している施設においては、施設の老朽化が著しいことや民間が取り組んでいる多様なサービスなども踏まえ、施設の民営化などについて今後検討する必要があります。

こうした中、市では元気な高齢者の生きがいづくりのため、閉じこもりがちな高齢者には、社会参加を促す生きがい通所事業や緊急通報装置の給付等を行い、社会的孤独の解消、自立生活の助長や介護予防に努めています。

また、要介護高齢者及び一人暮らしの高齢者に対しては、給食サービス、外出支援や生活管理指導員の派遣などの生活支援事業を行っているほか、在宅介護を行う家族のために家族介護教室、介護者交流事業の開催や介護用品の支給などのサービスを行い、高齢者が住み慣れた家庭や地域で引き続き生活していくための支援を行っています。

これらの支援などに加え、高齢者が生きがいを持ち、明るく健やかな生活を営むことができる地域社会の形成が求められており、平成18年4月に整備した「包括支援センター」を拠点とした介護予防を重点とするサービスの提供、生きがいづくりや健康づくりのための環境整備など、近隣保健福祉ネットワークの整備が必要になっています。

※ () 内の数字は、民間による運営施設の内数

主要施策

項 目	内 容
高齢者介護予防の推進	・ 包括支援センターを拠点とした介護予防を重点とする介護保険福祉ネットワークを構築します。 ・ 健康維持に留意するとともに、寝たきりになりやすい高齢者の疾病予防に取り組みます。 ・ リハビリテーション等本人の自立支援となるメニューを創設し、それを支援します。 ・ 地域の介護力を高めるための支援を行います。
社会活動への参加推進	・ 高齢者相互助け合い「声かけ」等を推進します。 ・ 地域の生きがいづくり活動を支援します。 ・ ボランティア団体の育成と支援を行います。
地域ケア体制の構築	・ 地域高齢者自主グループへの活動を支援します。 ・ 住民相談機能とサービス提供機能の充実を図ります。
生活環境の整備推進	・ 公共施設や生活道路等の高齢者安全対策を支援します。 ・ 高齢者の交通安全、防犯、防災等緊急時の対策に取り組みます。 ・ 高齢者に優しい冬期間の除排雪体制づくりに取り組みます。
介護サービスの確保	・ 居宅サービス計画の作成を促進します。 ・ 各介護サービス事業所の活用を推進します。 ・ 相談内容の複雑多様化に対応する介護支援専門員の資質向上を図ります。

主要事業

- ・ 老人福祉施設整備事業
- ・ 高齢者介護予防支援事業
- ・ 高齢者生活支援事業
- ・ 地域生きがいづくり支援事業
- ・ ボランティア団体育成支援事業
- ・ 高齢者世帯実態把握事業
- ・ 地域高齢者自主グループ活動支援事業
- ・ 高齢者世帯除排雪支援事業
- ・ 高齢者等住環境整備支援事業
- ・ 緊急通報装置給付・貸付事業
- ・ 高齢者共同生活支援事業
- ・ 高齢者住宅整備資金貸付事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
要介護認定率(40歳以上)	7.79%	9.16%	10.44%
高 齢 者 人 口	9,952人	10,085人	10,475人
要支援・要介護1の 認定者率(自然体)	6.36%	7.11%	7.39%
要支援・要介護1の 認定者率(介護予防後)	6.36%	6.52%	6.85%
要介護2～5の 認定者率(自然体)	10.51%	12.16%	13.29%
要介護2～5の 認定者率(介護予防後)	10.51%	11.52%	12.61%

※ 大曲仙北広域市町村圏組合 第3期介護保険事業計画より算出



6 障害者福祉の充実と社会参加の促進

現状と課題

平成18年3月31日現在、本市の手帳所持者は、身体障害者手帳1,717人、療育手帳184人、精神障害者保健福祉手帳97人の合計1,998人で、所持率は総人口の6.2%になっています。このうち、福祉サービスを受けている方は、施設サービス71人、居宅サービス32人ですが、今後、利用者は増加することが見込まれます。

このようなことを踏まえ、これまで別々の法律に基づいてサービスの提供を受けていた3障害(身体・知的・精神)者が、平成18年度から施行されている障害者自立支援法によって、障害の種別が異なる場合であっても全国一律で共通のサービスが受けられる新しい制度がスタートしており、この制度の周知を図り、利用者がスムーズに新制度に移行できるように努める必要があります。

また、障害者の方々の生活を支える地域づくりに取り組み、社会参加を支援するさらなるサービスの充実を図っていくことが必要になっています。

主要施策

項 目	内 容
生活を支援するための福祉サービスの充実	・障害者福祉計画を策定し、質の高い多様なサービスを提供します。 ・相談窓口の充実を図り、気軽に利用できるサービス態勢を整備します。 ・生活を支援する給付の円滑な運用を図り、有効利用を推進します。
社会参加ができる環境づくり	・日中活動を支援する給付を有効利用し、希望者の就労、生産活動及び能力向上のための機会を提供します。 ・地域行事や各種活動への参加のための協力体制を構築します。
安全な生活環境づくり	・障害者住宅整備資金貸付事業を実施し、住みやすい住環境づくりを支援します。 ・公共施設のバリアフリー化を進めるほか、防災時の施策の充実を図り、安全安心なまちづくりを進めます。
地域のバリアフリー化	・障害者への理解の啓発と市民との交流を促進します。 ・地域福祉事業との連携により、ボランティア団体と協力しながら、住みよい地域社会づくりを進めます。

主要事業

- ・ 障害者福祉計画策定事業
- ・ 障害者福祉サービス事業
- ・ 自立支援医療事業
- ・ 補装具支給事業
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 障害者小規模作業所助成事業
- ・ 障害者住宅整備資金貸付事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
訪問系サービス利用者数	33人	45人	60人
日中系活動サービス利用者数	42人	50人	70人
居住系サービス利用者数	66人	65人	64人



7 社会保障（国民健康保険、国民年金、公的扶助）の充実

現状と課題

本市の国民健康保険事業は、少子高齢化や就業構造の変化に伴う低所得者の増加、団塊の世代の国保加入などにより、国保事業を取り巻く環境は依然厳しさが予想されます。

また、医療費については、生活習慣病の増加や高度医療機器の発達などにより、年々増加の傾向にあり、本市としては、医療費の増加の根元である生活習慣病の予防のため、市民の健康づくりや保健事業の充実強化に努める必要があります。

老人医療事業は、高齢化社会を迎えた今日、最も重要かつ緊急の課題になっています。年々増加する医療費に対応するため、老人医療制度の広域化に積極的に取り組みます。

平成12年4月から介護保険制度が導入され、保健、医療、福祉の一元化が図られていますが、高齢者人口の増加に伴いサービスの地域格差が顕在化しており、総合的に支援体制のあり方、社会全体による費用負担の確保などを検討する必要があります。

国民年金制度は、就業構造の激変に伴い社会保険加入事業所が減少している反面、高齢者の増加により需給バランスが崩れています。併せて、社会保険庁に対する不信感による未納者の増加など、年金制度に対する国民の期待と不安が混在しています。

しかし、健全な市民生活に大きな役割を果たしている年金制度について、これまで以上に市民の理解を求めていく必要があります。

生活保護世帯、保護人員は、平成15年度269世帯368人、平成16年度284世帯394人、平成17年度300世帯409人、平成18年6月現在304世帯410人と年々増加しており、また、今後も増加傾向は続くものと推察されるため、関係機関との連携のもと、生活保護受給者、生活困窮者の自立を促進するよう助言、指導等に一層努めていく必要があります。



主要施策

項 目	内 容
国 保 財 政 の 健 全 化	・ 国保事業の適正な運営に努めます。 ・ レセプト点検の適正化を推進します。 ・ 税の徴収率向上に努めます。
健 康 づ く り の 強 化	・ 生活習慣病などの予防対策を強化するなど健康づくりのための事業の充実を図り、医療費の抑制を促します。 ・ 市立病院等の連携による各種健診事業を推進します。
老人医療事業等の適正化	・ 保健指導の徹底と制度のPRを積極的に行います。 ・ 他制度との連携を図り、事業の適正な運営に努めます。
国 民 年 金 制 度 の 保 持	・ 制度の周知を徹底する広報活動を行います。 ・ 未納者への納入促進を図ります。
生活保護受給者、生活困窮者への支援	・ ハローワークと緊密な連携を図り、生活保護受給者の就労支援を行い自立を促進します。 ・ 市が設置、運営する医療機関、介護保険施設、地域包括支援センター等による連絡会議を設置し、生活困窮者に関する情報交換により、生活困窮者への迅速な対応を図ります。 ・ 病院医師や精神保健福祉士との連携により、社会的入院患者の退院を促進します。

主要事業

- ・ 医療費抑制対策
- ・ 税の徴収率向上策
- ・ 国民年金収納率向上策

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
国保被保険者一人当たり医療費	169千円	190千円	220千円
国民健康保険税徴収率(現年一般)	91.8%	93.0 %	94.0 %
国 民 年 金 収 納 率	77.9%	85.0%	92.0%

第3章 特色ある資源を活かした産業創造のまち

1 観光産業と他産業の連携強化

現状と課題

観光は本市を代表する産業であり、地域経済を担うビジネスでもあります。しかし、観光は農業や商工業などとは違い、「交流」を基本としていることが特徴といえます。本市を訪れた方々に喜んでいただくことが観光消費額の増加につながり、観光客の喜びが大きければ大きいほど、その効果がさらに随所に波及していきます。

また、観光は対象となる分野の裾野が広いという特徴もあります。本市の有形無形の資源はもとより、農林業や商工業といった各種産業と観光をどう結びつけていくかは当地域のかねてからの課題とされてきました。観光と他産業との有機的な連携がもたらす相乗効果によって、本市産業の全体的な底上げをめざしていく必要があります。

本市には、農業や林業など地域を支えてきた産業が息吹く農山村の暮らしと風景が今も残され、「ほんものの体験」ができる環境が整っています。観光と他産業の連携という観点からは、まず第一にこの田園景観の保全支援を行いながら、「グリーンツーリズム」や「森林作業体験交流」など農林業体験に関する取組みの強化、農家民宿や農家レストランの充実などを図ることが望まれます。これにより、都市との交流がさらに促進され、地域経済や雇用への波及効果を市民が実感することができるとともに、真の協働作業に裏打ちされた産業間の連携が進んでいくものと考えます。

また、飲食・宿泊施設等を訪れた観光客に地場産農産物をふんだんに利用した料理や加工食品を提供することにより、地域ブランド品や戦略作物のPRを図るとともに、市内の直売所においても積極的に地場産品の販路拡大をめざし、地産地消の推進に努める必要があります。

さらに県内外で開催される物産フェア等へ認定農業者団体が参加し、「自ら生産した仙北市ブランド農産物」の販売活動により、所得の拡大を図りつつ、農業者自らが消費者ニーズを把握し、今後の農業経営へ反映させていくといった体制の充実についても課題とされています。

観光の振興によって、来訪客がもたらす経済効果のみならず、ものづくりに取り組む企業の活性化や人材の育成、新たなビジネスの創出など、各種産業の発展が図られることになります。

今後、観光の魅力を一層高め、新たな需要を掘り起こすためには、人口密集地域である首都圏へのPRセンターの設置等を通して、新しい市の観光や物産、農林業などの魅力を積極的に発信しつつ、観光産業と他産業の連携強化を促進することが求められています。

主要施策

項 目	内 容
地 産 地 消 の 推 進	・ ホテル、旅館、レストラン等の食事に地場産農産物を積極的に取り入れ地産地消に努めます。
地場産農産物を利用した特産品・加工食品の開発支援	・ 特産品料理コンクールの開催や地産地消関係ホームページの立ち上げにより、新しい商品の開発や地場産農産物等の紹介に努めるとともに、直売所においても販路の拡大に努めます。
都市と農村の交流の促進	・ 農山村の暮らしと風景が今も残され、本物の体験ができる環境が整っているメリットを活かしたグリーンツーリズムや森林作業体験交流などの取り組みを強化し、都市との交流を促進します。 ・ 認定農業者団体による「自ら生産した仙北市ブランド農産物」の販売活動を展開します。
観光と他産業のネットワーク化	・ 農林業、商工業等を観光資源として取り組むために、観光産業を核とした他産業とのネットワーク化を進め、それぞれの観光的活用策や、観光消費活動を積極的に推進します。
仙 北 市 首 都 圏 P R セ ン タ ー 設 置 事 業	・ 首都圏における本市の観光・物産・農林業等の宣伝と特産品販売、企業誘致対策の推進等の役割を担う仙北市首都圏PRセンター（仮称：仙北市東京屋敷）の設置を検討し、具体化を図ります。

主要事業

- ・ 都市農村交流対策事業
- ・ 地産地消推進事業
- ・ 産業祭の開催
- ・ 認定農業者等経営改善支援事業
- ・ 仙北市首都圏PRセンター設置事業
（仮称：仙北市東京屋敷設置事業）

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
体 験 学 習 旅 行 受 入 数	4,627人	5,700人	6,800人
体 験 学 習 参 加 団 体 数	59団体	82団体	106団体
農産物直売所設置箇所数	13ヶ所	18ヶ所	20ヶ所

現状と課題

農業は、本市の基幹産業であり、「あきたこまち」を中心とする稲作を軸に、地域の特性を生かした、「山の芋」「ほうれん草」「アスパラガス」などの野菜生産のほか、畜産の振興にも力を入れています。

大曲仙北地域には、米の取扱量日本一のＪＡが国民の食糧供給基地として貢献してきていますが、一人当たりの米消費量の減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。国民の「米」消費の減少や、米価の下落、農業従事者の高齢化と相まって、かつては、産業従事者の半数近くを占めていた農業従事者も平成12年の国勢調査では、2,190人(12.7%)に留まっています。

このため、農業関係団体と協力しながら、効率的な営農を推進し、各種補助制度を活用しながら所得の確保に努めるとともに、消費者が安心して消費できる食糧供給基地の確立をめざしています。平成19年度から始まる新たな経営所得安定対策として、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策が導入されることが決定されています。これにより今までの全農業者への一律支援から、経営全体に着目した「品目横断対策」へ転換され、認定農業者や集落営農を支援対象として進められることになります。

一方、農地や水路等の施設維持管理は、農家による労力提供をもって行われてきましたが、農家の高齢化や、混住化の進行により地域環境の保全維持管理が急務となっていることから、地域住民総参加型の環境対策が予定されています。このように制度の周知や集落営農への取り組みなど、担い手育成対策への対応や農村風景保全に向けた集落の取り組みが課題となっています。これらの展開に向けて、営農体制の整備、農地・農業用施設の整備、農村環境の整備が求められます。

畜産については、飼育農家の高齢化に伴う労働力不足や担い手不足により、飼育農家戸数の減少が続いていますが、肉用牛（黒毛和牛の繁殖経営・肥育経営）、養豚について、一戸当たりの飼育頭数は増加傾向にあるため、飼育頭数はほぼ横ばい状態で推移しています。また、国内産肉への安全性や品質に対する要求が高まっています。このことから、特に黒毛和牛においては市所有の大覚野牧場の草地更新事業を進めていることから、ここを活用した放牧等による労働力の省力化と経営の低コスト化を図り、均衡のとれた血統交配に努め、より安全で高品質な肉用牛の供給が必要とされます。

一方、安全で安心な農産物の生産供給が叫ばれる中、地産地消の動きも活発化しており、当地域を訪れる観光客への農産物販売はもとより、宿泊施設への食材の提供も徐々に浸透しており、さらに生産者の協力により、学校給食の食材としても活用が図られています。今後は、田沢湖畔やＪＲ駅前等の直売施設を活用した販路の拡大と、計画的な生産による安定した農産物の納入といったきめ細かいコミュニケーション形成と、いかに付加価値の高い農産物を生産していくかが大きな課題となってきています。

主要施策

項 目	内 容
高 品 質 米 の 生 産	・農業関係団体と連携し、米取扱量日本一の地の利を活かした高品質米の生産に努めます。
付 加 価 値 農 産 物 の 生 産	・冷涼な気候と有畜農家から産出される豊富な有機堆肥を活用した地域特性を活かした付加価値農産物の生産販売を奨励し、一層の産地化を図ります。
安 全 な 農 産 物 の 提 供	・良質で安全な食糧を提供できるよう、生産時における履歴の管理と保管時の徹底した品質管理に努めます。 ・トレーサビリティシステムを農産物直売所にも導入するなど、消費者に安心感を持たせ、農産物の差別化、付加価値化を図ります。
農 産 物 の 販 路 拡 大	・農産物、特産品をホームページ、イベント等で紹介するなど積極的にPR活動を展開するとともに、消費者の声を直に聞き消費者ニーズの把握に努めます。
スローフード（地産地消） 運 動 の 推 進	・市内のホテル・旅館等への地場農産物供給体制の拡充に努めます。 ・地場農産物を提供するレストラン・飲食店の拡充とそのPRに努めます。 ・学校給食への地場農産物供給体制の拡充に努めます。 ・農産物直売所の開設を進め、直売グループの組織化を進めます。 ・地場産そば粉を活用したそば打ち体験施設や手打ちそばを提供する店のネットワーク化を図りそのPRに努めます。
営 農 体 制 の 整 備	・農業団体等と連携を密にしながら、関係機関の政策情報をより早く、的確に生産者に提供する体制づくりを推進します。 ・農業従事者不足の解消と強固な農業組織構築のため、農業の担い手の育成、確保や集落営農組織の育成を積極的に推進します。
農 業 基 盤 の 整 備	・生産性・効率性の向上を図るため、農地や農業用施設の整備、農地の流動化・集約化等を推進します。
畜 産 の 振 興	・大覚野牧場を核にした畜産の振興を図り、有畜農家と耕種農家の交流を促し循環型農業の推進を図ります。 ・養豚農家、耕種農家、食品産業、消費者との連携を図り、安全、安心な優良銘柄豚の生産を促進しながら消費の拡大を図ります。

主要事業

- ・仙北市農業振興地域整備計画策定事業
- ・経営所得安定対策
- ・認定農業者等育成事業
- ・担い手育成基盤整備事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・畜産振興対策事業
- ・目指せ“元気な担い手”農業夢プラン応援事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
認 定 農 業 者 数	352人	390人	400人
農 業 法 人 数	6法人	15法人	18法人
集 落 営 農 数	2組織	16組織	26組織
農 地 流 動 化 率	53%	58%	61%
家 畜 飼 養 頭 数	659頭	819頭	980頭



用語解説

【トレーサビリティシステム】

英語で「追跡可能性」の意味で、食品などの産地や種別、流通経路といった履歴を確認できるシステム

【地産地消】

地元生産ー地元消費を略したことばで、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味

現状と課題

本市総面積の約8割が山林で占められており、その内訳は、国有林が63,795ha、民有林が25,410haとなっており、豊富な森林資源を有していることが窺われます。民有林の内13,647haが針葉樹で、樹齢も5齢級から7齢級の若齢級の山林を形成しています。また、本市の林道等の整備状況は、路線数89路線、総延長142.6、作業道路線数97路線、延長144.8 となっています。

木材を取り巻く情勢は、昭和40年代から薪炭材や木炭の需要が激減し、加えて林業に従事する林業事業者や農林家の数も減少してきており、以降、山林労務者の高齢化と後継者不足が森林の活性化に多大な影響を来しています。また、建築材としての国産材需要が減少し、その多くを外国産材に依存していることから、木材価格の低迷が続いています。

これらのことから、農林家が森づくりに対する意識の低下を来し、伐後及び植栽後の放置林が急増している状況にあります。このほか、放置林の増大により山地崩壊が発生している実態も見受けられます。

このため、戦後一斉に植栽した針葉樹（スギ）が今後、10年から25年以内に伐期を迎えますが、山林労務可能な人材の不足により効率的な伐採、搬出に支障を来すことが予想されています。

国土保全や水源涵養地等、森林の多面的機能を持続的に発揮するため、また、地球温暖化防止の観点から積極的な施策の展開が必要であり、この趣旨に基づき森林整備の推進、森林の多様な利活用・緑化の推進、森林地域環境の整備等森林に係る多様な施策が必要です。このことから、豊かな森林資源を有効に活用すべく林道・作業道の整備を推進し、特に均衡ある路網整備推進、森林レクリエーションを通じ地域住民による森づくり意識の高揚を図ることが求められています。

さらに本市では、豊富な未利用森林をバイオマスの資源として活用し、森林環境整備の促進とクリーンエネルギーの利用拡大を図り、高騰している石油の代替エネルギー利用システムの構築を推進しています。



用語解説

【バイオマス】

動植物から生まれた再生可能な有機性資源で、代表的なものに家畜の排泄物や生ごみ、木くずなどがある

主要施策

項 目	内 容
森 林 施 業 の 促 進	・収益性の高い林業経営をめざし、地域の関係者と連携しながら、作業の集団化を促進するなど良質材の育成、生産を推進します。
林 内 路 網 の 整 備	・生産物の搬出、保育事業の効率化を進める上の基盤となる基幹林道の整備、林業道、作業路の整備を進めます。 ・高齢級の森林の増加により伐期が到来し、皆伐・間伐の施業が見込まれることから、容易に木材の搬出を行うために路網の整備、既存の林道等の維持管理を図ります。
林 業 生 産 活 動 の 活 性 化	・適正な施業管理が行われていない森林を森林組合、林業事業者等への受託拡大を図ることにより、森林の保全に努めます。 ・森林組合、林業事業者等への高能率機械の導入促進、技能者の育成を図ることにより、森林産業の高度化や新たな雇用を創出し、若年労働者の確保を図ります。
バイオマスエネルギーの導入	・木質バイオマスを有効に活用するため、地域循環型エネルギーシステムを構築し、バイオマスエネルギーの導入をめざします。
森 林 整 備 へ の 意 識 高 揚	・都市住民と市民が森林作業を共同で行う作業体験等により、森づくりへの意識の高揚を図ります。 ・市内の各学校と連携し、小・中学生を対象とした森林体験学習を総合学習に取り組むなど、事業の充実を図ります。

主要事業

- ・林道、作業道整備事業
- ・高能率生産団地路網整備事業
- ・森林整備地域活動支援事業
- ・絆の森整備事業
- ・松食虫被害拡大防止事業
- ・公有林整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
林 業 従 事 者 数	254人	260人	290人

現状と課題

本市の平成16年6月現在の小売業の事業所数は502事業所、従業者数は2,206人、年間商品販売額は327億6千5百万円となっています。

市内の既存商店の活性化策については、事業者組織である仙北市商工会が行う経営基盤強化のための各種事業を中心に支援を取り組んできましたが、近年の市民の生活圏が拡大するなかで、周辺都市への郊外型大型店等の進出が相次いでいることの影響も大きく、思うような成果をあげることができない状況です。

既存商店については郊外型大型店との差別化を図り、地域に密着したよりきめ細かなサービスを提供するなど、特色のある事業の展開等をさらに促していくことが必要とされます。

角館地区の中心市街地については、平成12年に策定した「中心市街地活性化基本計画」に基づき、商業等の活性化と市街地の整備改善を進めていますが、商圈全体の過疎化や人口の高齢化の進行により購買力が年々低下していくなかで、商店数、商品販売高とも減少傾向が続いています。一方、田沢湖駅前周辺地区については、都市計画街路事業として実施している駅前広場が完成を迎えようとしています。第3セクターによる物産販売施設「田沢湖市（いち）」が平成18年4月に開業しており、二次アクセスの拠点としての地の利を最大限に活かしつつ、生保内地域市街地全体のにぎわいを創造していくことが求められています。

商業振興に向けては、引き続き商業者の自主的な取り組みに対し、積極的な支援に努めるものとしますが、豊富な観光資源を有するまちとしての立地を活かし、多数訪れる観光客を市街地へと誘導し、購買意欲を促すような魅力ある商業環境を整備していくことが課題とされているほか、後継者のいない商業者が事業経営意欲のある起業者に店舗や商業用地の継承・貸し付けするシステムの構築など、空き店舗の活用や新規出店の促進に努めていく必要があります。

主要施策

項 目	内 容
中心市街地の活性化対策	- 改正中心市街地活性化法に基づいた角館地区中心市街地の活性化基本計画を新たに策定し、市と商工会、民間事業者等が一体となって活性化施策を推進します。 - 田沢湖駅前の「田沢湖市（いち）」を核として、駅前地区の商業環境の整備充実を図り、その賑わいが生保内地域市街地全体に波及するように努めます。
商業者、商店会等への支援	自主的な研修事業や商店会イベントなどの販売促進事業への支援を行います。
他の産業との連携	観光、農業など他分野との連携によって、本市ならではの特色ある物産品目の販売や地産地消を促す等、来訪者にとって魅力ある商業環境づくりを推進します。
空き店舗の活用・新規出店の支援	後継者のいない商業者が事業経営意欲のある起業者に店舗や商業用地を継承・貸付するシステムの構築を検討します。
駐車場整備の促進	商店街の駐車場整備は、地権者、商工会等と協議しながら空き地の借上げなど、民間等による取り組みを促します。
1商店1博物館運動事業	各商店の内部や店頭で店の由来等を紹介するコーナー、地元資源の公開展示ギャラリーの設置等を行うための支援をします。
商業振興融資制度の充実	- 中小企業経営者の経営安定化を促進させるため、制度の充実化を図ります。 - 仙北市中小企業振興資金など、商業の振興のための融資制度の充実と周知に努めます。

主要事業

- ・新角館中心市街地活性化基本計画策定事業
- ・中小企業振興資金事業
- ・商工業振興事業（仙北市商工会補助金）
- ・商店街活性化支援事業
- ・空き店舗活用・新規出店支援事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
商 店 数	502店	505店	505店
従 業 員 数	2,206人	2,400人	2,500人
年 間 販 売 額	32,765百万円	35,000百万円	37,000百万円

現状と課題

本市には、国の伝統的工芸品に指定されている樺細工や秋田県指定伝統的工芸品のイタや細工をはじめ、独特の味わいのある白岩焼、日本の風土に合った桐タンス、風習風土を題材にした手づくり土鈴、つる細工など、優れた特産品や地元の自然・文化を活かした観光土産品が数多くあります。

特産品の販路拡大については、県内外で行われる催事や物産展への参加などを通して一定の成果を上げていますが、引き続き「仙北市の物産」を広く県内外に発信する宣伝活動に取り組む必要があるほか、樺細工に続く特産品のブランド化やオリジナル商品の開発と普及に向けて、商工会等関係団体と行政機関が一体となり、市全体で取り組むことが望まれています。

具体的には、商工会等が実施する特産品開発事業等の積極的な支援や市内物産等販売施設との連携と有効活用、「山の楽市」など県内外のイベント、物産展への積極的な出店、さらには本市PRセンターの首都圏での開設や県のアンテナショップの活用、インターネットの活用等による販路拡大などに積極的に努める必要があります。



用語解説

【アンテナショップ】

自治体や企業などが当該地方や自社の製品の紹介や、消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗

主要施策

項 目	内 容
特 産 品 の 開 発	・ 仙北市推奨の物産認証制度の創設や商工会が実施する特産品開発事業の支援等によって、特産品のブランド化やオリジナル料理の開発と普及を図ります。
特 産 品 の 販 路 拡 大	・ 仙北市首都圏PRセンターの設置、県アンテナショップの活用、県内外で行われる催事等への参加支援、インターネット等の活用等により販路拡大に努めます。
樺 細 工 の 振 興	・ 後継者の育成、原材料の確保、需要の開拓及び新製品の開発等産地組合が行う事業を支援し、樺細工の振興と発展を図ります。

主要事業

- ・ 物産開発販売対策事業
- ・ 仙北市首都圏PRセンター設置事業（再掲）
- ・ 樺細工振興事業
- ・ 伝統的工艺品振興育成事業
- ・ 伝統工芸樺細工技能後継者育成事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
仙 北 市 推 奨 特 産 品 数	0件	30件	50件

※ 平成19年度までに仙北市推奨特産品制度を創設

現状と課題

本市の平成16年6月現在の民営事業所の総数は1,937事業所で、そのうち県誘致企業が7事業所、市誘致企業が9事業所となっています。従業員総数は12,278人で、平成13年に比べ事業所数は7.4%減、従業員総数は4.7%減となっています。

県内経済は長く続いた不況を脱し、緩やかではあるものの改善の方向に向かっているとされています。しかし、国内外との競争が激化している製造業、受注工事の減少が続く建設業、個人消費の低迷やデフレの影響を受けている第3次産業など、業種間・企業間ではさらに格差が広がりをみせています。

本市では各企業の構造転換や経営基盤の安定化に向け、融資制度等による支援に努めていますが、引き続き、各種制度の充実を図るとともに、高度技術の習得など人材の育成に対する支援を推し進めていく必要があります。

企業誘致については、企業を中心とした海外シフト傾向が続いていることなどによって、現下の極めて困難な課題となっていますが、産業振興条例に基づく奨励措置制度や本市の持つ有形無形の各種資源を広くPRし、優良企業の誘致に努めていくとともに、工業立地の諸条件の充実を図る必要があります。また、近隣自治体との連携による誘致活動を進め、広域的な観点から活力ある産業の育成に努めていく必要があります。

既存企業については、異業種の協同作業による技術開発や製品開発などへの取り組みを促していくことなどが課題とされ、引き続き、各企業の状況を的確に把握し、実態に即した支援を続けていく必要があります。

また、意欲ある起業家に対する創業支援についても（財）あきた企業活性化センターなど関係機関との連携により総合的な支援体制の充実に努め、この地に根付いた企業の育成に取り組んでいく必要があります。

主要施策

項 目	内 容
企 業 誘 致 の 推 進	・ 秋田県企業誘致推進協議会を通じた誘致活動、近隣市町との連携による誘致活動を推進します。 ・ 産業振興条例による奨励措置、工業立地や優遇制度等、有形無形の資源のPRに努めます。 ・ 工業立地、企業誘致に必要不可欠な、情報通信環境の充実や道路網の改良整備について関係機関に対して要望をしていきます。
企 業 の 育 成 、 支 援	・ 現行制度の効果的な活用を促し、高度技術習得や人材の育成等を重点に支援を行うことにより企業等の経営基盤の強化安定を図ります。 ・ 企業同士の情報交換の場をつくり、企業経営に関する研修機会の設定等に努めます。 ・ 異業種の協同作業による技術開発や製品開発などへの取り組みを促します。 ・ テクノサテライト企業育成事業やベンチャービジネス育成事業等の積極的な活用を促し、企業内の活力を高め、技術水準の向上を図ります。 ・ 新規創業・ベンチャービジネス総合支援事業等の活用により、意欲的な起業家によるこの地に根ざした企業の育成に取り組めます。
工 業 融 資 制 度 の 活 用	・ 仙北市中小企業振興資金など、工業の振興のための融資制度の充実と周知に努めます。

主要事業

- ・ 企業誘致推進事業
- ・ 中小企業振興資金事業（再掲）
- ・ 商工業振興事業（仙北市商工会補助金）（再掲）

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
工 業 出 荷 額	18,710百万円	20,000百万円	21,000百万円

用語解説

【テクノサテライト企業育成事業】

県内4つの圏域ごとに工業集積等を推進するため、企業間交流や人材の育成、新技術の開発などを行う

【ベンチャービジネス】

新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業等の経済行為

現状と課題

全国的な景気回復の流れの中で、県内の景気は依然として横ばいの状態にあり、雇用情勢も全国的には有効求人倍率が伸びているものの県及びハローワーク角館管内については停滞しており、市内での就職が厳しい状況です。

こうした中、若年労働者の雇用の促進については、高校生を対象とした企業視察会を開催するなど地元定住に努めていますが、新規学卒者の希望が集中する事務系職種などに選択肢が限られているため、地元就職につながらず、雇用の拡大が望めない状況になっています。今後、情報関連分野や福祉分野など新たな職種の開発に取り組むとともに、地域特性を生かした多様な価値観に基づいた雇用体系の確立を図る必要があります。

また、企業誘致の推進や既存企業の活性化を図るとともに、求職者自らが就職に結びつけるための資格取得や技術の習得をするなど資質の向上に努めることが必要になっています。

高齢者の雇用機会の拡大は、生きがい対策としてはもちろん、人材の活用による地域の活性化を図るためにも重要な意味をもっており、仙北市シルバー人材センターの活用を促すとともに、理解を深める必要があります。

このほか、専門技術や経験を有するUターン、Aターン（県出身者の県内への転職）希望者等の受け入れ体制等についても整備を進める必要があります。



主要施策

項 目	内 容
若 年 層 の 雇 用 促 進	・ 高校生を対象とした市内事業所視察会を開催し、地域経済の活性化を支える若年労働者の地元への就職を促し、定住促進に努めます。
企業 の 活 性 化 と 就 職 支 援	・ 企業に対し、各種補助事業や融資制度等の効果的な活用を促し、また、企業等の労働条件や職場環境の改善の推進を支援するなど、市内企業の活性化を図っていきます。 ・ 従業員の資質の向上や労働者の地元就労促進のため、技術取得及び資格取得の研修に対して支援を行います。
高 齢 者 の 雇 用 機 会 の 拡 大	・ 雇用者及び高齢者の双方にシルバー人材センターの周知・啓蒙に努めるほか、利用の促進を図ります。 ・ 各企業に定年の延長や再雇用制度の導入、実施について理解を求めています。

主要事業

- ・ 新卒者就職支援事業
- ・ 技術、資格取得支援事業
- ・ シルバー人材センター支援事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
有効求人倍率(ハローワーク角館管内)	0.47倍	0.57倍	0.68倍
シルバー人材センター利用件数	2,540件	3,000件	3,500件

第4章 安心・安全で潤いのある生活環境のまち

1 水道の安定供給と施設の整備

現状と課題

本市の上水道、簡易水道等の水道普及率は、人口の比率からみると角館地区68.9%、田沢湖地区59.3%、西木地区98.9%、市全体では70.6%となっており、29.4%が未普及地域となっています。

市民が等しく快適で安全な生活を送るうえで、もっとも基本的な施設である水道施設が全市民に行き渡ることが望ましいため、水道の未普及地域を解消することが課題となっています。

未普及地域は、農村地域であり、近年、地下水の枯渇や水質汚濁が問題視されていることから、地域の意向等を踏まえつつ、事業の具体化を図り早急に整備に着手する必要があります。特に、神代地域は生活用水に困窮しているため水道施設を必要としており、地域住民の要望も高いことから早急に整備する必要があります。

また、生活用水については、水道関連法令における水質管理基準が一層強化されており、水質管理の徹底による安全対策上、既存施設の改修、更新等の整備を図る必要があります。



主要施策

項 目	内 容
水 道 施 設 の 整 備	・ 神代、中川、雲沢、白岩地域の水道未普及地域に水道施設を整備し、市民皆水道を実現します。
施 設 の 維 持 管 理	・ 安定的に安心して飲める良質な水を供給するため、浄水場施設の改修、石綿セメント管や老朽管の更新を行うなど施設の維持管理を計画的に進めます。
経 営 の 健 全 化	・ 使用料の見直しや水道加入の促進、経営の合理化・効率化を図り、健全な事業運営をめざします。

主要事業

- ・ 水道未普及地域解消事業
- ・ 老朽管更新事業
- ・ 老朽施設新設事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
水 道 普 及 率	70.6%	84.0%	92.0%
水 道 加 入 率	55.6%	80.0%	85.0%

※ 水道普及率：整備区域内人口÷住民基本台帳人口

水道加入率：加入者人口÷住民基本台帳人口

現状と課題

下水道等の生活排水処理施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び循環型社会の構築には不可欠な社会資本です。本市では公共下水道、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道と併せ、集落排水、合併処理浄化槽などの各種処理システムを導入しながら生活排水処理対策を進めてきました。

公共下水道は、田沢湖地区で昭和61年に、流域関連公共下水道は、角館地区で平成6年に市街地の一部を供用開始し、その後計画的な整備が進められ、平成17年度末の本市における公共下水道の計画区域面積は838.0ha、その内517.0haが事業認可区域で382.4haが整備済みです。今後、平成21年度の認可区域の整備完了をめざし、さらに認可区域の拡大を図りながら平成27年度の計画区域の整備完了に向けて事業の展開を図ります。また、地域住民の理解を得ながら加入を促進し、水洗化率の向上を図る必要があります。

特定環境保全公共下水道は、平成4年から一部供用開始し、計画区域面積44haの内、平成10年までに41.1haの整備を終えており、今後は周辺の開発動向等に合わせ事業を進めていく必要があります。

集落排水事業は、既存施設の適切な維持管理はもちろんのこと、田沢地域の農業集落排水事業の進捗を見極めながら神代地域への事業導入についても進めていきます。なお、既存の集落排水事業への加入率は依然低迷していることから事業への加入促進が課題となっています。

浄化槽整備事業は、浄化槽設置整備事業で460基余り、浄化槽市町村整備推進事業で300基余りの整備を進めてきましたが、今後も年間70基程度の整備促進を図ります。

このように、各種事業制度を活用しながら、地域の特性に適した経済的かつ効率的な処理方式を選択し、生活排水処理対策を進めるとともに、「秋田県下水道等整備構想」、「秋田県生活排水処理整備構想」に適応した、本市の将来に向けた下水道整備計画の策定を進める必要があります。

主要施策

項 目	内 容
下水道整備計画の策定	・生活排水処理施設の整備促進を図るため、地域の特性や効率性を考慮した下水道整備計画を策定します。
公共下水道の整備	・事業認可区域の計画的な整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大を図ります。
集落排水の整備	・現在進めている田沢地区農業集落排水事業の事業完了後、神代地域の事業に着手します。
浄化槽の整備	・公共下水道、集落排水事業等計画区域外の集合処理に適さない地域での、短期間で効率的な整備が可能な汚水処理施設として整備を進めます。
施設の維持管理	・老朽化した施設、機器等を計画的に更新するなど、効率的で経済的な維持管理を行います。
加入促進と経営の健全化	・加入促進のために水洗化資金制度の活用をPRする等、各種啓蒙を行い、水洗化率の向上を図ります。 ・使用料の見直しや経営の合理化・効率化を図り、健全な事業運営をめざします。

主要事業

- ・公共下水道整備事業
- ・流域関連公共下水道整備事業
- ・農業集落排水事業
- ・浄化槽設置整備事業
- ・下水道整備計画策定事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
下水道整備率（公共・特環・流域）	48 %	64 %	100 %
水洗化率（下水道・集排）	55 %	64 %	74 %
普及率（下水道・集排・浄化槽）	58 %	65 %	72 %

※ 下水道整備率：整備面積÷全体計画面積
 水洗化率：水洗化人口÷処理可能人口
 普及率：処理可能人口÷住民基本台帳人口

現状と課題

本市の市営住宅は、現在11団地で管理戸数は305戸となっています。このうち昭和50年以前に建設された角館地区の玉川住宅、田中住宅、田沢湖地区の武蔵野団地の57戸が耐用年数を超えています。耐用年数からみても建て替えの必要性の高い住宅が、全体の40%を占めており住宅の老朽化がうかがえます。

市営住宅は、市民の居住の安定と生活水準の向上を図る上で重要な施設であり、住宅の困窮低所得者等にとっては不可欠なものになっています。

若者の定住促進には雇用の場の確保と併せて住環境の整備が重要であり、子育て世帯にも配慮した定住促進団地等の整備について検討する必要があります。また、高齢者に対するバリアフリー化や克雪に配慮した住宅の供給についても検討が必要です。

このほか、耐震性、耐久性の他に冷暖房に係るエネルギー使用の合理化が図られるように適正な性能水準を満たし、安全で安心して暮らせる居住環境の確保が求められています。

主要施策

項 目	内 容
住 宅 建 設 の 促 進	・市民に優良な住宅を提供するため、バリアフリー化や断熱性、気密性等の適正な性能基準を満たした新規住宅の建設を推進します。 ・耐用年限を経過している住宅は、建替や除去等による整備を進め、居住環境の向上を図ります。 ・若者定住や子育て世帯等のための定住促進団地等の整備の検討を行います。
既 存 住 宅 の 機 能 向 上	・昭和56年以前に建設された住宅の耐震診断を行い、適切な措置を講じます。 ・防災警報器を年次計画により順次設置し、入居者が安全に安心して暮らせるよう環境の整備を図ります。
住 宅 の 維 持 管 理	・入居者が快適に生活できるよう必要な住宅の改修、補修を行います。

主要事業

- ・公営住宅建設事業
- ・公営住宅建替事業
- ・住宅耐震診断事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
住 宅 管 理 戸 数	305戸	294戸	318戸
住 宅 耐 震 診 断 実 施 率	0%	100%	100%

※ 住宅管理戸数の5年後の目標は、取り壊しがあるため現在より数値が低くなっています



現状と課題

本市には、都市公園8箇所、河川公園2箇所、農村公園13箇所、森林公園3箇所のほか、縄文の森交流広場などさまざまな公園、緑地等があります。

公園の緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点になっています。

また、公園は防災機能上においても大きな役割を担っており、地震災害時における周辺地区からの避難地や救援物資の輸送の拠点としての機能、地球環境問題やヒートアイランド現象の緩和等、多岐多様な機能が求められています。

緑豊かな空間をつくりあげるためには、既存の公園緑地を適切に維持管理していくとともに、効率的な整備等を推進し、緑豊かな美しい景観の魅力あふれたオープンスペースの確保が必要です。

特に、角館地区の市街地には現在都市公園の整備を進めているところですが、この地域には、子どもの遊び場となるような身近な公園が少なく、地域の要望も高いことから公園の整備を検討する必要があります。

主要施策

項 目	内 容
公 園 の 建 設	・角館地区の駅東に公園、広場を整備し、地域の活性化、快適な生活環境の確保を推進します。 ・地域の特長を活かした公園や住民の身近な公園の整備を検討します。
都 市 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・市民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として、市民が快適で楽しく利用できるようきめ細やかな管理をします。
河 川 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・散策路、魚釣りの場等、川の豊かな自然を活かした施設の機能を十分活用できる公園として管理をします。
森 林 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・キャンプ場、宿泊施設などの利用を促進し、観光客の誘客を図るなど、都市等との地域間交流活動の場として、利用の促進を図ります。
農 村 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・地元に着した公園として、地域住民の保健、休養の場、さらには都市と農村との交流の場としての管理、利用促進を図ります。

用語解説

【オープンスペース】

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称

【ヒートアイランド現象】

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいアスファルトによる熱吸収などにより温度が上がってしまう現象

主要事業

- ・公園整備事業
- ・公園維持管理事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
公 園 数	26箇所	27箇所	27箇所
市民一人当たり公園面積	24.0	25.6	26.0



現状と課題

家庭から出される一般廃棄物の内、中間処理施設である環境保全センターでは可燃ごみ、粗大ごみが処理されており、資源ごみとして出されるペットボトルや空缶等は、選別処理のうえ再生利用されています。

一方、一般廃棄物として出される不燃ごみは、市内3箇所にある最終処分場で埋立て処理されています。平成16年度の一般廃棄物の総排出量は、12,735 tで、このうち再利用された総資源化量は、1,405 t、リサイクル率は11.0%となっています。これは、県平均値21.1%（H 15年実績）に比べ10.1ポイントも低くなっています。

今後は、生活様式や食生活の多様化などから、人口が減少している中で、排出されるごみの種類、排出量とも増加していくものと思われます。こうした中、排出量の減少はもちろんのこと、再生利用に関しても目標を定め循環型社会の形成に取り組んでいく必要があります。

また、し尿収集量は、下水道等の普及に伴い漸次減少してきていますが、し尿収集対象戸数はまだ相当数に上ります。し尿処理施設は、耐用年数を過ぎ老朽化しているため、平成18年度から汚泥再生処理センターの整備を進めており、計画どおりの完成をめざしています。

主要施策

項 目	内 容
ごみの減量化・再資源化	・資源循環型社会形成に向けごみのリサイクルを推進します。 ・市民や団体への環境教育、普及啓発活動を行う等、市民意識の高揚を図ります。 ・買い物袋、かごの持参や過剰包装の抑制を促進し、不用品交換会・バザー・フリーマーケットなどの自主的なイベントの開催を推進します。
汚 泥 再 生 処 理 セ ン ター の 建 設	・汚泥再生処理センターの建設推進と現在のし尿処理施設の解体を行います。
処理施設の維持管理と機能向上	・廃棄物の処理が滞ることのないよう常時点検を行い、老朽箇所の修繕等には速やか、適切に対処します。 ・容器リサイクル法に基づく、容器包装ごみの処理に対応できるよう努めます。

用語解説

【循環型社会】

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

主要事業

- ・汚泥再生処理センター建設事業
- ・一般廃棄物最終処分場、ごみ処理施設、し尿処理場維持管理事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
一 般 廃 棄 物 総 排 出 量	12,735 t	12,182 t	12,075 t
一 般 廃 棄 物 再 資 源 化 率	11%	13%	19%



現状と課題

本市の都市計画区域は、角館地区(1,253ha)と田沢湖地区(6,680ha)の地域を隔てた2区域があります。都市計画街路決定路線は、角館地区15路線で整備率47%、田沢湖地区10路線で整備率82.4%となっていますが、長期間未着工の路線も多く、街路網の見直しや地域間の整合性を図るため都市計画マスタープランの早急な策定が必要です。

角館地区のまちづくり交付金事業については、「歴史的資源を生かした高質空間形成と、新たな玄関口の創出で来訪者の増加による中心市街地活性化」の目標におけ事業の推進を図る必要があります。

また、土地の利用については、地域の特性を活かし、自然環境の保全等に配慮しながら、総合的、計画的に行う必要があります。

主要施策

項 目	内 容
都市計画マスタープランの策定	・新たな都市計画施策を推進するため、角館地区と田沢湖地区の都市計画マスタープランを基に見直しを行い、仙北市都市計画マスタープランを策定します。
都市計画事業の推進	・現在整備を進めている街路事業、まちづくり交付金事業は、計画どおりに事業完了することをめざし、未整備事業(区間)については、実施に向けた調査、検討を行います。 ・新計画策定後は計画に従い、順次整備を進めます。
土地利用計画の策定	・計画的な土地利用を推進するため、市の特性を活かした土地利用計画を策定します。

主要事業

- ・都市計画マスタープラン策定事業
- ・都市計画街路整備事業
- ・まちづくり交付金事業
- ・土地利用計画の策定

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
都市計画道路整備率	59%	80%	81%

現状と課題

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の団員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎよなどのほか、山の幸を求める入山者等の遭難事故も多く、遭難捜索にも出動している状況であり、地域住民の生命や財産を守るための重要な役割を担っています。

現在、消防団は連合組織として、角館消防団（8分団・254人）、田沢湖消防団（9分団・273人）、西木消防団（7分団・119人）で構成されていますが、平成20年4月に仙北市消防団として組織を再編する方向で進めている関係から、常備消防である大曲仙北広域市町村圏組合角館消防署、田沢湖分署、西木分署との連携を図り、火災や災害などの有事に備える体制づくりも必要になっています。

一方、近年の社会経済情勢の変化を受けて、団員数の減少、サラリーマン団員の増加等の課題に直面しており、組織の再編と併せ、組織の充実強化と適正規模の活力ある消防団の整備が課題になっています。

また、消防団組織とは別に、地域ぐるみでの防災力向上が近年の災害等の例から重要になっており、地域にある様々な組織やボランティア団体等が多面的に防災面で対応力を持つことが望まれています。

主要施策

項 目	内 容
市 消 防 団 の 組 織 強 化	- 平成20年4月に現在の連合組織を再編し、組織の強化を図ります。 - 消防団の役割の重要性についての広報活動を展開し、消防団員の確保と消防団の充実を図ります。
自主防災組織づくりへの支援	地域、事業所や団体等による自主防災組織づくりを支援し、消防団、関係機関との防災支援ネットワークを構築します。
地域に密着した防災広報活動	一人ぐらしの高齢者宅への防火訪問など、地域に密着した防災活動に取り組みます。
消 防 ・ 防 災 設 備 の 整 備	- これまでの行政の枠組みを超えた、より広域的な観点から消防団を再編成し、迅速で効率的な防災活動に努めます。 - 防火水槽、消火栓等を整備します。
常備消防、救急体制の充実	- 市民の生活行動圏の広域化に伴う地域内のネットワーク化と広域消防署との連携体制を構築します。 - 緊急車両の整備促進を図ります。

主要事業

- ・ 自主防災組織活動支援事業
- ・ 消防防災施設整備事業
- ・ 消防・防災に対する広報活動事業
- ・ 大規模災害広域支援ネットワーク事業
- ・ 緊急車両整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
消 防 団 員 数	646人	650人	650人



現状と課題

活火山を有する本市では、火山などの地域固有の防災問題に対し、市民が普段から防災に対する知識を蓄え、いざというときの対応力を身につけておくことが重要になっており、平成18年6月田沢湖高原に整備された「火山防災ステーション」の完成を機会に、既に策定されている「ハザードマップ」なども含めた防災に対する情報を広く市民へ発信する必要があります。

一方、このような地震なども含めた自然の猛威を阻止することは極めて不可能であることから、市民の生命、財産に危害を与える自然災害や農産物等の生産に影響を及ぼす異常事態に迅速に対応し、災害時における被災者の生活の安定を図り、日常生活必需品の供給を迅速に行うため、県内外の自治体との「災害時における相互援助協定」を締結しているほか、市内各所に公的備蓄を進めていますが、市民に対しては非常時に備えて3日分の水及び食料の確保に努めていただくなど、被害を最小限に抑えるため、行政機関や市民が連携し組織的に行動ができる体制の整備が必要になっています。

また、本市は県内でも有数の豪雪地帯であり、毎年、道路の通行止め区間が各所で発生するほか、農業用施設の倒壊・水路への投雪による下流の住宅・田畑への浸水が見られるなど、市民生活の安全を確保するうえで、雪害対策が重要になっています。

雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害）、さらに融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するほか、除雪作業時の事故なども多発していることから、道路交通の確保、交通安全対策、火災予防、農林業対策などの災害対策と併せ、独居老人など弱者へも配慮したきめ細かな対策が必要になっています。

このほか、秋季の台風や梅雨前線等の豪雨による道路や河川の決壊、住宅への浸水被害、農地や農林業施設の被害については、その復旧を行うなど暴風雨災害に対処していますが、近年の自然災害が大惨事に至っていることなどを踏まえ、引き続き国や県に要望しながら、危険箇所の整備を進める必要があります。

用語解説

【ハザードマップ】

自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難経路、避難場所などを図示したもの

主要施策

項 目	内 容
地 域 防 災 計 画 の 策 定	・地域の防災に対する認識を深める地域防災計画を策定します。 ・市民の生命財産に危害を与える災害に迅速に対応するための市民への情報伝達体制を整備します。
独居老人・要援護世帯への除排雪支援活動	・社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、雪害弱者への支援活動を行います。
生活関連物資の備蓄	・災害時における生活必需品の供給を迅速に行う、公的備蓄品の確保を推進します。
自主防災組織の育成	・自主防災組織の連携や学校を通じての防災知識の普及などの防災教育を推進します。
河川整備・土砂災害対策	・災害に強い河川、市土をつくるため、河川の整備、土砂災害防止事業の促進を図ります。

主要事業

- ・災害緊急体制及び防災体制確立事業
- ・広域消防との連携構築事業
- ・防災意識、知識の普及啓発事業
- ・災害時生活関連物資救助用資材等備蓄事業
- ・河川整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
自 主 防 災 組 織 整 備 率	20.3%	25.0%	30.0%

現状と課題

本市の交通事故発生状況は、件数、死者、傷者ともに減少傾向にありますが、県内の交通事故発生状況をみると、死者数は減少傾向にあるものの、交通事故件数が依然高い数値で推移しています。特に、65歳以上の高齢者が死者数の6割を超えているなど、高齢者の事故防止対策が引き続き重要な課題となっています。

こうしたことから、高速大量交通時代への対応や交通弱者対策は急務となっており、市交通安全対策協議会を中心に交通指導隊や交通安全協会、交通安全母の会など関係機関・団体と連携を深め、継続した粘り強い交通安全運動を展開し事故防止に努めていく必要があります。

主要施策

項 目	内 容
交通安全教育の推進	・「家庭」から交通安全・事故防止を呼びかける運動を推進します。 ・子どもたちへ歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用を家庭、学校と連携し行事や街頭指導を通じ啓発します。 ・飲酒運転・無謀運転の追放、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底を職場を通じ呼びかけます。 ・老人クラブを通じた高齢者同士の相互啓発による意識の高揚を図り、加入していない高齢者も含めての交通安全教育を推進します。
交通安全運動の推進	・市民総参加による交通事故防止を図る季別の交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。 ・飲酒運転の徹底追放を図る「三ない運動」を推進します。
交通安全組織の育成と強化	・交通安全運動の一層の効果を上げるため、交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の各種交通安全組織の育成強化を図ります。 ・季別及び通年運動を通じ、市民の交通安全に対する自主活動を支援します。

主要事業

- ・交通安全運動推進事業
- ・交通安全施設整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
交通事故発生件数	120件	100件	80件

現状と課題

振り込め詐欺や誘拐など、子どもや高齢者を狙った凶悪な犯罪が全国的に急増してきており、社会的な現象となっています。

こうした状況の中、本市では防犯ボランティア団体が「地域の子どもは地域で守る」ことを目的に「地域安全・安心まちづくり運動」を積極的に推進していますが、地域によっては、活動に温度差が見受けられるなど、市全体がひとつになった運動の展開には至っていない状況です。

地域から犯罪をなくし、また未然に防ぐ「安心・安全なまちづくり」の実現のために、一人ひとりが地域に関心を持ち、住民が互いに協力し合うという意識の高揚が求められており、また、少子高齢化、核家族化がさらに進む傾向にある本市においては、地域防犯ボランティア組織などの自主防犯組織の育成が急務になっています。

主要施策

項 目	内 容
地域防犯ボランティア等の組織育成	・自主防犯組織を育成し、学校・地域などとの連携による防犯活動を行います。
地域安全運動の展開	・地域住民の防犯に対する意識の高揚を図り、地域ぐるみでの地域安全運動を展開します。
青少年の健全育成	・青少年を犯罪から未然に防ぐため、家庭、学校、職場、地域、各種団体の協力体制をつくります。
防犯施設等の整備	・防犯灯の整備を進めます。
犯罪を未然に防ぐ情報の提供	・犯罪を未然に防ぐための市民への情報提供に努めます。
消費者相談窓口の設置	・気軽に相談できる消費者相談窓口を設置します。

主要事業

- ・防犯ネットワーク化事業
- ・防犯灯設置事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
自主防犯組織の組織率	38.2%	45.0%	50.0%
防犯灯設置数	2,166基	2,241基	2,316基

第5章 明日を担う人材を育む教育文化のまち

1 幼児教育の充実と教育環境の整備

現状と課題

本市には公立幼稚園が3園、私立幼稚園が1園あり、合わせて136人の園児が通園しています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、幼児のもつ無限の可能性を引き出す極めて重要な時期であり、地域社会の中で、家庭と幼稚園等が十分な連携をとりながら、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切になっています。

幼児教育の充実は、近年の小学校等との連携と相まって、特に抜本的な見直しが検討されている部門です。その理由は、小学校入学予定児を対象に行われる「就学指導委員会」で、幼児期の子どもの実態を十分に把握しきれない事例が年々多くなっていることにあります。

施設については、運営形態（職員の配置形態、サービス等）や設置形態（市立・私立）において地区毎に違いが見られ、市立幼稚園については、県の指導を受けながら幼保一体事業を機軸に、保育園も含め運営形態から整理・統一をしていく必要があります。

幼児教育は、県でも子育て支援事業の重要施策として位置付け、豊富なメニューを準備しています。本市の未来を託す豊かな人間性を備えた人材を育成するため、地域・家庭・関係機関の教育力の向上と、「地域が子どもを育てる発想」、「豊富な県事業をタイムリーに活用する発想」で課題に取り組んでいく必要があります。

主要施策

項 目	内 容
就 学 前 児 童 に 対 す る 適 切 な 指 導 体 制	・ 幼稚園、保育園、小学校等を含めた、幼保一体化事業、幼保連携事業等を専門に担うセクションの組織化を検討します。
多様な幼児教育の形成支援	・ 幼稚園と保育園の一元化の促進と施設、設備の充実を図ります。

主要事業

- ・ 幼保一体化事業
- ・ 幼保小連携事業
- ・ 子育て支援事業

現状と課題

本市には、市立小学校10校、中学校5校が整備されており、平成18年5月現在の児童数1,483人、生徒数770人が在学しているほか、市内に2校の県立高等学校が設置されています。

学校施設の整備については、現在、老朽化した角館西小学校、角館東小学校と複式学級のある西長野小学校の統合小学校の整備が、平成20年4月の開校をめざし進められています。また、上桧木内小学校については、平成19年度に桧木内小学校との統合が進められているところであり、複式学級の解消と適正規模で効率的な学校運営をめざします。神代小学校については老朽化が進んでいるため、耐震診断判定を基に校舎等の整備を行う必要があります。このほか、本市の教育施設については、老朽化している施設が多く、年次計画に基づいた整備を図る必要がありますが、これと並行し、児童生徒の推移を勘案しながら、学校規模の適正化や位置、通学区域等の見直しについても検討し、安全・安心な教育施設の整備を図る必要があります。

学校教育については、各校それぞれの特徴を生かした創意ある学習や教育活動を展開し、一人ひとりの学力や能力を伸ばし、全体的な学力向上を図っていきます。また、これまでの知識や技能だけを詰め込む「教える学校」から子どもたちの主体性や自立性を伸ばす「自ら学ぶ学校」への転換と併せ、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ心、ふるさとへの思いや関心を高める心の醸成について、学校、家庭、地域が連携をとった新しい教育環境の整備が必要とされています。

加えて、国際社会に対応できる子どもたちの育成についても求められており、ALT（外国語指導助手）の派遣などを通じ、英語教育におけるコミュニケーション能力を高めるほか、外国人とのふれあい体験の機会を充実する必要があります。

一方、いじめ・不登校の増加のほか、近年では、青少年非行の低年齢化や凶悪化が、大きな社会問題となっており、子どもの心の悩みや親の悩みに早期に対応できる場を設け、心豊かな人間の育成に努め、このような問題を未然に防止できるよう学校・家庭・地域社会が連携しながら対応する必要があります。

特殊教育については、特殊学級の適正な配置や指導方法の改善を一層進めるとともに、特殊教育学校と連携を図りながら、子どもたちの障害にあった就学指導が重要になっています。

本市にある2校の県立高等学校については、統合計画が検討されていますが、学校は地域に密着した施設であることを踏まえ、地域の中で行われた検討内容が十分に活かされるよう要望していく必要があります。

また、経済的な理由から修学が困難な生徒に対応する奨学金制度は、市で行う制度と角館地区での育英会制度があることから、奨学金の内容と制度の一本化を図る必要があります。

主要施策

項 目	内 容
地 域 住 民 交 流 会	・ 児童・生徒と保護者、地域とのふれあい事業を実施します。 ・ 伝統行事の伝承と行事への参加を推進します。 ・ 地域の人材を活用したクラブ活動における伝統芸能学習活動を実施します。
基 礎 学 力 向 上 と 心 の 教 育 の 充 実	・ 小学校、中学校を通じた一貫性のある教育の実施と基礎学力の向上を図ります。 ・ 学習アドバイザーの設置を推進します。 ・ 臨床心理士によるカウンセリングを実施します。 ・ 保健機関との連携による心の健康づくりの推進を図ります。 ・ A L T の派遣等による外国語の学力向上を図ります。
地域に開かれた特色ある 学 校 教 育 の 推 進	・ 学校、家庭、地域の連携による教育の推進を図ります。 ・ 教育相談員を設置します。 ・ 実態に即した通学区域の見直しを検討します。
奨 学 資 金 貸 付 事 業	・ 上級学校への進学者に対する奨学金制度の充実を図ります。
学 校 施 設 の 整 備	・ 児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に伴う、学校施設の統合建設、改修を推進します。また、これによる旧学校施設、跡地等の利用について検討を行います。
教 育 用 備 品 の 整 備	・ 教育効果を高めるための、教育用コンピュータ等の導入、更新を推進します。

主要事業

- ・ 角館統合小学校新築事業
- ・ 神代小学校改築事業
- ・ 放課後子どもプラン事業
- ・ 教育用コンピュータ導入事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
小・中学校校舎耐震化整備率	42.9%	76.7%	100.0%
小・中学校校舎バリアフリー化率	20.0%	33.3%	100.0%
教育用コンピュータ整備率	80.0%	100.0%	100.0%

現状と課題

本市には、社会教育機能を有した施設が23施設（角館地区12、田沢湖地区7、西木地区4）あります。これらの施設の中には改修や改善を要するもの、設備や備品の更新が必要なものもあります。こうした社会教育機能を有した施設の整備を含め、生涯学習の拠点となる公民館の充実を図り、機能をいかに高め、効率よく運営していくかが、今後の大きな課題となっています。

また、少子高齢化が進む中で、将来を担う青少年の健やかな成長には、郷土の自然や歴史を学習するとともに、奉仕活動やボランティア活動などの体験学習を積むことが大切になります。こうした中で、高齢者には、豊かな経験や知恵を次世代に継承していくことが求められます。

このように各世代が一体となって地域のコミュニティを形成し、活力を生み出していかなければなりません。このため、行政、家庭、地域が一体となって、生涯学習の推進に取り組んでいく必要があります。

この他にも、団体の育成や支援、指導者・リーダー、ボランティアなどの人材育成も課題の一つですし、家庭教育の充実もより重要となります。



主要施策

項 目	内 容
社会教育施設の充実	・生涯教育の中核施設である公民館機能の統一をめざした体制の再構築と各種施設の整備を進めます。
社会教育中期計画の策定	・生涯学習の基礎づくりと推進体制を充実させるため社会教育中期計画を策定します。
社会教育活動の充実	・自主学習グループの育成 生涯学習の根幹である「自ら学ぶ姿勢」を養成するため、一定期間の学習後は、自主学習への誘導を図ります。 ・青少年のボランティア活動や体験学習の推進 サークル活動への参加を促すため、各種サークルの紹介、若者が気軽に受講できる講座を開設します。 ・地域コミュニティーを形成 学識経験者や人材リストを活用した郷土の自然や歴史の学習、奉仕活動や体験交流の場を提供します。 ・国際化社会に対応できる人材の育成 外国語指導助手の活用や国際チャレンジクラブ等事業への参加を通して、国際化時代に対応できる広い視野と判断力を持つ子どもの育成に努めます。 ・高齢者の社会参加の拡充 知恵や経験を継承できる世代間交流の機会や生活のノウハウを活用できる場を提供します。
家庭教育の充実	・市内外の専門家を招聘し、子育て等に関する学習機会や情報の提供を図り、家庭教育の充実をめざします。
花いっぱい運動の推進	・地域住民、団体等の理解と協力を得ながら、生活環境の美化と地域のコミュニケーションづくりのため運動を展開します。
学習資料館の充実	・市民の多様なニーズに応えられる新鮮な資料の整備を進めるとともに、地域資料の収集、地域遺産資料の保存に努めます。 ・自己学習の奨励、手助けする施設として、利用者が気軽に、心豊かに過ごせる環境づくりを推進します。

主要事業

- ・社会教育中期計画策定事業
- ・生涯学習講座開設事業
- ・花いっぱい運動推進事業
- ・市民会館改修事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
生涯学習講座受講者数	6,900人	7,500人	8,000人
蔵 書 数	106,112冊	120,000冊	150,000冊
図 書 貸 出 冊 数	57,239冊	90,000冊	110,000冊

現状と課題

私たちの日々の暮らしの中で、スポーツは健康づくり、生きがいづくり、余暇の活用などいろいろな面で必要不可欠なものであり、生活の一部になっています。そして市民の誰もがその年齢や体力、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、親しんでいける環境が望まれます。このため、生涯スポーツの振興、指導者の養成、スポーツ施設の整備充実を推進する必要があります。

本市には、スポーツ活動の拠点となる社会体育施設が21施設（角館地区7、田沢湖地区10、西木地区4）あり、他に簡易な運動広場を有する地域もあります。また、県内有数のスキー場やスポーツセンターなどもあり、恵まれたスポーツ環境にあるといえます。

しかし、老朽化が著しく、大規模な改修を必要とする施設も少なくなく、今後、計画的に補修整備を行う必要があります。

また、施設によっては管理部門が遠隔化しているため管理・運営に支障が生じている施設もあり、管理・運営体制の再構築や指定管理者制度の導入によるサービスの改善が望まれます。

市民がスポーツに親しみ、身近に感じるためには、新たに総合体育館、総合グラウンドなどの体育施設の建設や小学校の統合による施設の再利用も検討していく必要があります。

この他、平成19年の秋田わか杉国体に向け馬術競技やカヌー競技などの会場準備を進めており、市をあげて大会を支援し、協力するとともに、これをきっかけとしてさらにスポーツの普及、振興に努める必要があります。

主要施策

項 目	内 容
スポーツ活動の振興、充実	・スポーツを日常生活のなかに取り入れ、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、各種のスポーツ・レクリエーション活動への市民の参加を促進します。 ・スポーツ活動の活性化に向けて、体育協会等の各種スポーツ団体の活動を支援します。 ・さまざまなスポーツの普及や振興に向けて、体育指導者の育成や増員、確保を推進します。
スポーツ施設の整備、管理	・体育館、武道館など体育施設の補修整備は、年次計画を定め、よりよい環境をめざします。
スポーツ施設の充実	・新スポーツ、レクリエーション施設の建設には、施設の必要性や市の財政状況等を総合的に考慮した上で、今後統合される学校施設の再利用等も視野に入れ整備を進めます。
学校開放の促進	・身近なスポーツ施設を有効に活用するため、学校施設の地域への開放を促進します。

主要事業

- ・ 青少年スポーツ振興事業
- ・ 秋田わか杉国体市町村競技会場整備事業
- ・ 総合グラウンド整備事業
- ・ 市民プール建設事業
- ・ 総合体育館建設事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
ス ポ ー ツ 大 会 参 加 者 数	3,500人	5,000人	6,500人
ス ポ ー ツ ク ラ ブ 等 団 体 数	86団体	75団体	65団体

※ スポーツクラブ等団体数については、各地区の団体が統一・統合化が進められていくため、団体数の減少はマイナス要素の指数とはならない



現状と課題

合併により広い範囲での活動を視野にいれ発足した仙北市芸術文化協会や地域に根ざした文化財保護団体、更には田沢湖地区を中心として文化歴史を調査研究する北浦史談会など、本市の芸術文化活動の推進に寄与しています。

時代の変革に伴い、その風土に根ざした民俗芸能は、必ずしも現代に当てはめることができないのは当然ですが、かつてその地で生まれ伝承された芸能であるからこそ、人々の生活と、郷土を誇る思いが伝えられたはずです。殺伐とした時代であるからこそ「人間らしく生きた」証として、その技能を後世に伝えていかなければなりません。

こうしたことから、市民の創造性を育み、心豊かな地域づくりと人々の繋がりを大切にしていくために、芸術文化及び民俗芸能などで活躍する団体の支援を行うなど、芸術文化の発展を推進する必要があります。

本市には、国、県、市指定文化財が合わせて183件あります。特に、特別天然記念物「玉川温泉の北投石」、重要文化財「草薨家住宅」、角館重要伝統的建造物群保存地区、国指定天然記念物「角館のシダレザクラ」及び国指定名勝「檜木内川堤のサクラ」の保護、保存は、最も重要な文化財保護事業であり、いずれもわが国を代表する文化財としての認識に立ち、その歴史的な意義を踏まえ、保護、保存に取り組む必要があります。

これら有形文化財の保護に加え、無形文化財の保護、継承も大きな課題となっています。国指定無形民俗文化財「角館祭りのやま行事」、中里カンデッコ上げ、ササラ舞などは後継者難の状況にあるため、その対策を推進する必要があります。併せて他地域にない民俗文化財から優先的に技術の記録保存及び継承策を講じる必要があります。

歴史資料等の調査研究は、市内の研究者等の業績を早急に記録保存するとともに、市内に所在する、あるいは市が所有する歴史資料の調査研究も長期的視野に立ち記録保存に取り組む必要があります。



主要施策

項 目	内 容
芸 術 文 化 団 体 の 振 興	・ 芸術文化団体が自主的、発展的に行う活動に対して支援を行います。 ・ 各地区の芸術文化団体間の連携をより一層緊密なものにし、活動の活性化を図ります。
文化財の保護と後継者の育成	・ 無形民俗文化財の後継者の育成や伝統技術の伝承者の育成を推進します。 ・ 歴史資料の調査研究や伝統技術の記録保存を推進します。 ・ 歴史資料の保存管理について、基礎知識を有する職員の育成や学芸員等の配置を検討します。 ・ 国指定重要文化財草薙家住宅の修理保存を進めます。
角館重要伝統的建造物群保存地区の保存整備	・ 保存計画を改訂し、武家屋敷としての形態が損なわれることのないよう、地域住民との対話を大切にし保存整備を進めます。
埋 蔵 文 化 財 の 保 護	・ 常に整理された分布図と調査書を整備し、文化財の保全に努めます。
サ ク ラ の 肥 培 管 理	・ 年間を通した丁寧な保護管理を行い、枯れ枝の除去や病気の早期発見に努めます。
武家屋敷の樹木剪定管理	・ 高木化している樹木の剪定管理を徹底し、樹木からの落雪、枝落ちによる事故の発生を未然に防ぐよう努めます。

主要事業

- ・ 重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・ 県指定有形文化財保存修理事業
- ・ 角館のシダレザクラ保存事業
- ・ 国指定重要文化財（建造物）草薙家住宅管理事業
- ・ 仙北市文化財データブック作成事業

《 参 考 》

○ 文化財件数

項 目	件 数
国 指 定 文 化 財	9件
県 指 定 文 化 財	23件
市 指 定 文 化 財	151件

※ H18.8現在

第6章 共に参加し行動する市民協働のまち

1 市民参画と協働のまちづくり

現状と課題

住民アンケートによると、市民の意見を取り入れたまちづくりを進めていると感じている市民は1割に満たない状況であり、また市民に対して市政に関する情報提供を行っていると感じている市民は約2割となっています。

これからの分権型社会では、市民と行政はまちづくりのパートナーとして行政サービスの「計画」「決定」「執行」「評価・改善」の各段階において市民参画、官民協働の取り組みが求められています。

このために、行政と地域住民組織、NPO、ボランティア組織、企業等の多様な主体間の参画協働によるまちづくりや市民が主体となったまちづくり活動ができるような仕組みづくりが必要になっています。

主要施策

項目	内容
市民参加の機会の増加	・地域審議会、行政懇談会等、市民と行政が意見交換や話し合いをする機会を設けます。 ・インターネット、郵便、ファクシミリ等によるパブリックコメントの受け皿、仕組みを構築します。
市政の情報提供と積極的な開示	・市政やまちづくりに関する情報を広報やインターネット等で提供し、市民と行政が情報を共有します。

主要事業

- ・市民との行政懇談会の開催
- ・仙北市公式ホームページの情報内容の充実
- ・パブリックコメント制度の導入

成果の指標

項目	現在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
まちづくりの住民満足度	6%	15%	30%
行政情報提供の住民満足度	21%	30%	40%

用語解説

【NPO】

政府、自治体や私企業とは独立した存在として、市民、民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織や団体

【パブリックコメント】

条例や計画などの策定に際して、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表すること

現状と課題

最近のパソコンや携帯電話などＩＴ機器の普及には著しいものがありますが、本市でもこの傾向は同様となっています。これに伴った情報通信環境の整備は、通信事業者によるブロードバンド通信インフラの整備や、官民による移動通信用鉄塔施設の整備、行政における組織内ネットワークの整備等によりおおむね良好な環境が整いつつあります。

しかし、山間の一部地域や居住戸数が少なく民間事業者の事業採算性に乏しい遠距離地域では、整備が遅れていることも実状です。

このような中、市民がインターネット等での利便を等しく享受するためには、パソコン機器等の通信機器の普及は勿論ですが、これを使いこなす技能も必要とされるところです。このため、総合情報センターでは、これまでパソコン教室を開くなど、パソコン等通信機器の操作技能の向上に努めてきたところです。

今後は、国や県の情報施策を念頭に置きながら、情報の発信側や受け手側の環境や通信基盤の整備など、あらゆる情報に関する環境をレベルアップしていく必要があります。

また、今後の課題として、市民にもっとも身近なテレビ放送は、2011年にアナログ放送からデジタル放送へ完全に移行するため、現在共同受信施設を設置しているテレビ難視聴地域では、早急に設備施設の改修をする必要があります。

主要施策

項 目	内 容
テレビ難視聴地域の解消	テレビ放送は、市民の貴重な情報源であるため、デジタル放送移行に向けて施設の改修を推進します。
情報通信環境の整備	市民が等しく情報を共有できるよう、光通信網の整備や市内全域のＡＤＳＬ化、携帯電話不感地帯が解消されるよう事業者へ要望するとともに、本市独自の整備も検討します。
市民への情報提供・利便性の確保	- パソコン等の操作に関して、市民の技術向上を図るため、パソコン教室の開催、各種情報化研修会への参加助成等を行います。 - 観光情報、市民情報の迅速化や利用性の向上を図るためホームページを更に充実させます。 - 議会中継等映像配信システムの構築を検討します。
電子自治体の構築	- 文書の電子化、情報のネットワーク化により、電子情報を紙の情報と同等に扱い、庁内業務の効率化、高度化を推進します。 - 地域イントラネットの整備を推進します。

用語解説

【ブロードバンド】

アナログ電話回線やISDNを使ったインターネット接続とは違う、光ファイバーやＡＤＳＬなどの高速の接続方式

主要事業

- ・テレビ地上デジタル放送難視聴地域解消事業
- ・地域イントラネット基盤施設整備事業
- ・移動通信用鉄塔施設整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
テレビ地上デジタル 放送難視聴地域解消率	0%	100%	100%
ブロードバンド地域整備率 (通信事業者サービスエリア)	97.8%	100%	100%



用語解説

【地域イントラネット】

市内の公共施設間を光ファイバーなどで結ぶ高速の情報通信ネットワーク

3 地域づくり活動の推進

現状と課題

魅力のある地域活動を企画、実行するなど積極的に地域づくりに取り組む団体が増え、地域の活性化に成果を上げている一方で、地域住民の高齢化や若者の地域活動への興味が希薄になるなど、地域に対する意識が変化しており、私たちの住む地域のつながりが弱体化してきています。今、自分たちの地域を愛し、誇りに思うという気持ちを市民全体が共通に認識し、地域活動を進める必要があります。

このためには、一部の市民だけではなく子どもからお年寄りまで市民総参加による地域づくりが大切であり、特に、行政とNPO、ボランティア等をはじめとする各種団体が協働で地域を再生することや団体が主体となった地域づくり活動ができるように組織の育成、強化への支援をする必要があります。

主要施策

項 目	内 容
地域づくり活動への支援	・市民やボランティア団体等の自主的な活動に対しての支援を行い地域の活性化を図ります。 ・各種団体のリーダー養成のための研修会等への参加を促進し、地域の人材の育成に努めます。
ふるさと振興基金の活用	・各地区市民の連携強化、地域振興や地域づくり活動等のため、ふるさと振興基金を活用します。
NPO法人格の取得の支援	・ボランティア団体等がより発展的な活動が展開できるよう、NPO法人格取得のための情報の提供や助言を行います。
集会所等の整備	・地域の身近なコミュニティ施設である集会所等の整備に支援を行います。

主要事業

- ・地域づくり活動支援事業
- ・田沢地区活性化推進事業
- ・集落集会所等建築費補助事業
- ・地域福祉ネットワーク事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
NPO団体認定登録数	8団体	12団体	16団体

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、職場や地域活動などさまざまな分野で女性の進出が着実に進んでおり、社会で大きな役割を担うようになっていきます。

しかし、依然として社会には、固定的な性別による役割分担の考え方や慣習が根強く残っており、重要な意思決定の場に女性の参画が少ないなど、男女間の不平等の解消には至っていません。

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共に活動に参画し、利益を得、責任を担い、全てにおいて平等である社会を築き上げるためには、従来の慣習を改め、市民一人ひとりの意識の改革、職場の理解など環境づくりが必要です。

主要施策

項 目	内 容
男女共同参画行動計画の策定・推進	・男女共同参画型社会の実現に向けた行動計画を早期に策定し、計画の推進を図ります。
普及啓発活動	・市民に男女共同参画に関する理解と認識を深めてもらうために、情報の提供や啓発活動を行います。
職場、地域の意識形成	・男女が共に働きやすい職場環境や暮らしやすい地域社会の実現を促進します。

主要事業

- ・男女共同参画行動計画の策定

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
審議会等の女性委員の割合	13 %	20 %	30 %

第7章 計画達成のために

1 行政運営の効率化

現状と課題

国の構造改革や地方分権・規制緩和・権限委譲の進展等に伴い、自立した行政主体として一層の政策形成能力の強化や事務・事業の効率化などによる自治体経営能力を向上するため、従来の制度や施策、組織等執行体制を見直すとともに、強固な財政基盤を確保していく必要に迫られています。

このためには、不断の行政改革に取り組むことが必要であり、かつ、快適で個性のあるまちづくりを進めるため、多様な市民ニーズに対応しながら、地域の実情や特性を活かす施策を行政と市民の協働により、自らの責任で決定・実施していく必要があります。

また、新たな庁舎建設については、建設資金を計画的に積み立てながら、窓口サービスの利便性の向上、バリアフリーへの対応、防災拠点としての位置づけに加え、市民サービスに対する時代の要請に応えるよう、果たすべき機能や施設規模、建設適地等について、既存施設の活用も含めて新市としてふさわしい内容になるよう検討する必要があります。

主要施策

項 目	内 容
行政改革の推進	・ 効率的な行政運営を行うため、スリムで簡素な行政組織を構築して、市民が満足する行政サービスが提供できるよう、行政改革に取り組んでいきます。
行政評価システムの確立	・ 本市の実情に即した行政評価システムを確立し、効果的に活用していきます。 ・ 行政評価システムを確実に実行するため、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証取得を検討します。
民間委託、民営化の推進	・ 老人福祉施設などの指定管理者制度による民間委託等や公設民営などによる民営化の推進を図ります。
新庁舎建設と市有財産の有効活用	・ 市民サービスの向上に主眼を置いた新庁舎建設について、既存施設の活用も含めて検討を行います。 ・ 市有地や市有施設のうち、今後活用が見込まれない遊休財産は、廃止、譲渡、売却を推進します。

用語解説

【ISO9001】

品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとして国際標準化機構（ISO）によって1987年に制定された

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
公の施設の指定管理者制度導入施設数	18 施設	22 施設	31 施設



2 健全な財政運営の確立

現状と課題

近年の景気低迷の長期化による税収減少に加えて、国の三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金の大幅な削減による歳入の減少は、社会情勢の変化に呼応した公共施設などの社会資本整備や多様化、高度化する住民ニーズに応じていくための歳出予算との著しいギャップを生んでいます。

こうした社会資本整備の建設事業費や景気低迷、恒久的減税による税収の減収を補てんするための財源については、地方債の発行や基金の取り崩しにより賄ってきました。その結果、普通会計の地方債残高は平成17年度末で280億円に達し、それに伴う公債費の増嵩に加え、町村合併に伴う新たな扶助費などの義務的経費の増加により、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成17年度決算で95.3%となりました。唯一、今後の財政調整に活用しうる基金は、これまでの歳入不足の財源補てんにより、ほぼ底をつく状況となっており、本市の財政は危機的状況にあります。

厳しい経済情勢を踏まえ、事業の計画的、重点的な配分や削減に努めるとともに、市民への正確な情報提供を行い、財政運営の適正化を推進する必要があります。

主要施策

項 目	内 容
財 政 運 営 の 健 全 化	・財政収支の見通しを明確にし、市民へ積極的に公表します。 ・市民ニーズに基づく事業、経費の見直しを進めます。 ・行政改革にあわせた財政の適正化を図ります。
自 主 財 源 の 確 保	・課税、収納における税負担の公平性の確保に努めます。 ・税収の確保を行政全体の課題としてとらえ、財源の確保を推進します。 ・健全な財政運営を進めるため、市税徴収率の向上など、財源の確保に努めます。 ・手数料、使用料の見直しを行い、受益者負担の原則に基づく適正な自主財源を確保します。

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
経 常 収 支 比 率	95.3%	92.3%	86.2%
実 質 公 債 費 比 率	19.4%	20.6%	17.9%
起 債 制 限 比 率	13.9%	15.0%	12.6%
地 方 債 現 在 高	28,015百万円	25,263百万円	15,997百万円
積 立 金 現 在 高	1,453百万円	1,291百万円	2,843 百万円
市 税 徴 収 率	90.6%	93.0%	95.0%

※ 数値は全て一般会計のもので

用語解説

【経常収支比率】

人件費や公債費（借入金の返済）などの毎年経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標で、数値が小さいほど財政的に弾力性がある

【実質公債費比率】

経常一般財源に占める、普通会計の元利償還金、公営企業の元利償還金への繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源の割合

【起債制限比率】

地方債の許可制限に係る指標で、この比率が20%を超えると、一定の地方債の発行が制限される

財政の見通し（一般会計）

《歳入》

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地 方 税	2,747	2,876	2,876	2,876	2,862	2,848	2,833	2,777	2,721	2,667
譲与税・交付金	980	941	941	941	941	941	941	941	941	941
地 方 交 付 税	7,999	7,895	7,793	7,693	7,596	7,500	7,407	7,315	7,225	7,137
国・県支出金	3,286	2,672	2,423	2,441	2,109	2,007	2,088	2,013	2,041	1,888
諸 収 入	716	716	716	716	716	716	716	716	716	716
地 方 債	2,085	2,391	3,265	1,768	1,379	855	908	908	788	647
そ の 他	1,728	940	837	797	604	904	604	604	604	604
合 計	19,541	18,431	18,851	17,232	16,207	15,771	15,497	15,274	15,036	14,600

《歳出》

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人 件 費	4,170	4,109	3,993	3,804	3,665	3,519	3,328	3,146	2,847	2,620
扶 助 費	1,529	1,529	1,529	1,532	1,535	1,538	1,541	1,544	1,547	1,550
公 債 費	3,091	3,158	3,283	3,481	3,311	3,609	3,268	2,767	2,675	2,950
普通建設事業費	3,532	3,472	4,045	2,414	1,695	1,104	1,359	1,386	1,486	1,199
物 件 費	2,514	2,342	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
補 助 費 等	1,531	1,482	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435
繰 出 金	1,921	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
そ の 他	1,253	519	519	519	519	519	519	949	999	799
合 計	19,541	18,431	18,851	17,232	16,207	15,771	15,497	15,274	15,036	14,600